

官報号外

平成三十年五月十八日

○第一百九十六回 衆議院会議録 第一十七号

平成三十年五月十八日(金曜日)

○本日の会議に付した案件

議事日程 第二十一号

平成三十年五月十八日
午後一時開議

第一 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百九十五回国会、内閣提出)

第四 平成二十八年度一般会計予備費使用総調書(承諾を求めるの件)(第百九十五回国会、内閣提出)

第五 平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百九十五回国会、内閣提出)

第六 平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及

第七 平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百九十五回国会、内閣提出)

第八 平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百九十五回国会、内閣提出)

第九 平成三十年五月十八日 衆議院会議録第二十七号 土地改良法の一部を改正する法律案 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
委員長の報告を求めます。農林水産委員長伊東良孝君。

○議長(大島理森君) 案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長伊東良孝君。

○議長(大島理森君) 土地改良法の一部を改正する法律案及び同報告書

○伊東良孝君 登壇

○伊東良孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における農業、農村をめぐる状況の変化に鑑み、土地改良区の業務運営の適正化を図るために、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員の資格について定めるとともに、土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月九日本委員会に付託され、翌十日齋藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑を行いました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長古屋範子君。

○古屋範子君 登壇

○古屋範子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる調査の範囲等の拡大、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化、独立行政法人統計センターの業務の追加等の措置を講じようとするものであります。

本案は、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる調査の範囲等の拡大、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化、独立行政法人統計センターの業務の追加等の措置を講じようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長伊東良孝君。

○伊東良孝君 登壇

○伊東良孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における農業、農村をめぐる状況の変化に鑑み、土地改良区の業務運営の適正化を図るために、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員の資格について定めるとともに、土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月九日本委員会に付託され、翌十日齋藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑を行いました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長伊東良孝君。

○伊東良孝君 登壇

○伊東良孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における農業、農村をめぐる状況の変化に鑑み、土地改良区の業務運営の適正化を図るために、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員の資格について定めるとともに、土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月九日本委員会に付託され、翌十日齋藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑を行いました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案は、去る五月九日本委員会に付託され、翌十日野田総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十七日、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

↓

日程第三 平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管委員長報告のとおり可決いたしました。

使用調書(承諾を求めるの件)(第百九十五回国会、内閣提出)

日程第四 平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百九十五回国会、内閣提出)

日程第五 平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百九十五回国会、内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、平成二十八年度必要な経費、熊本地震による被災地域の緊急支援出

一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件) 洋パートナーシップに關する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認を与えることに決まりました。

四、平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件) 洋パートナーシップに關する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件

に必要な経費、賠償償還及払戻金の不足を補うたために必要な経費等計三百万円余あります。

次に、平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額の二件で、その経費増額の総額は百七十四億円余あります。

委員会におきましては、これら二件につき去る五月十五日麻生財務大臣から説明を聴取した後、昨日、質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費、平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額の二件は全会一致をもつて、平成二十八年度一般会計予備費は賛成多数をもつて、承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第三及び第五の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

○議長(大島理森君) 環太平洋パートナーシップに關する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(大島理森君) 委員長の報告を求めます。外務委員長中山泰秀君。

○議長(大島理森君) 環太平洋パートナーシップに關する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(大島理森君) ただいま議題となりました平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管委員長報告のとおり可決いたしました。

及び各省各庁所管使用調書外二件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの二件は、財政法の規定等に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第三及び第五の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

○議長(大島理森君) 環太平洋パートナーシップに關する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(大島理森君) 委員長の報告を求めます。外務委員長中山泰秀君。

○議長(大島理森君) 環太平洋パートナーシップに關する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中山泰秀君登壇〕

○中山泰秀君　ただいま議題となりました環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本協定は、本年三月八日にチリのサンティアゴにおいて、米国以外の環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定の署名国十一カ国の間で署名されたものであり、TPP協定の内容を実現するための法的枠組みについて定めるものであります。

その主な内容は、

TPP協定の規定が本協定に組み込まれることを合意すること、

特定の規定の適用を停止すること、

本協定は、署名国のうち少なくとも六カ国が、国内法上の手続完了を寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずること

本件は、去る四月十七日に本会議において趣旨の説明及び質疑が行われ、同日外務委員会に付託されました。

本委員会におきましては、五月十一日に河野太郎外務大臣から提案理由の説明を聴取し、同日、十六日及び本日、質疑を行いました。本日、質疑を終局し、討論の後、採決いたしましたところ、本件は賛成多数をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。阿久津幸彦君。

(阿久津幸彦君登壇)

○阿久津幸彦君 立憲民主党・市民クラブの阿久津幸彦でございます。

会派を代表して、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件に対し、反対の立場から討論いたします。(拍手)

まず冒頭、政府・与党の傲慢きわまる政治姿勢、強引きわまる国会運営に触れざるを得ません。

本協定に関して、わずか三日間、たった六時間の質疑で、与党は委員会採決を急ぎましたが、外務大臣は来週不在です。野党の反対を押し切つて緊急上程し、慌てて参議院に送らうとするなど、何の説得力もない、与党の誠意に欠ける国会運営と言わざるを得ません。

ここ数日の出来事だけ見ても、十八日に出すと約束した改ざん前の文書を出さない。そうなれば、大島理森衆議院議長との約束までもぼぐにすることになります。

さらに、国会で証言すると言つてひる愛媛県知事を呼ぼうとしない。何かやましいことでもあるんですか。

また、森友問題でも、廃棄したと繰り返し答弁されていた交渉記録が実はあると報道されているにもかかわらず、その存在をいまだに認めようがない。

TPPは米国抜きでは意味がない、再交渉が不可能であるとの同様、根本的なバランスが崩れてしまふと述べていました。意味がないはずの米国抜き

す。

さらには、セクハラ問題で謝ろうともせず、火に油を注ぎ続ける責任回避の財務大臣もいます。

もううんざりです。TPP本体に関して言えば、内閣委員会でまだ議論が始まつたばかりのTPP協定整備法案を、本日これから、事もあろうに強行採決するといふ話まで聞こえできます。幾ら何でもひど過ぎるじゃないですか。

与党がそんなことを考えているのであれば、まさに言語道断、国会軽視も甚だしい。国民は、こうした与党のおぼりを決して許すことはありません。

こうした最近の与党の横暴ぶりに改めて御忠告を申し上げ、本論に入らせていただきます。

さて、委員会の審議内容を見ますと、この協定に必要な審議が十分に尽くされていないことを改めて強く指摘させていただきます。

各党の質疑でも、乳製品や牛肉セーフガードのTPP枠の問題、経済効果分析における労働力補填の問題、医薬品に関する知的財産の問題、ISDS条項への我が国姿勢等々、まだまだ議論を深めるべき点が指摘され、このほかにも、政府にただすべき点が数多く残されています。

このような状況で、たった三日間の質疑での採決、ましてや、この本会議への異常とも言える緊急上程は、到底認められるものではありません。

その上で、本件に反対する理由を申し述べます。

まず申し上げたいのは、安倍総理は二年前、TPPは米国抜きでは意味がない、再交渉が不可能であるとの同様、根本的なバランスが崩れてしまふと述べていました。意味がないはずの米国抜き

のTPP、それを実現させるのが本協定です。これは、かつての総理の発言に矛盾するものではありませんか。

また、再交渉が不可能であるということについては、政府の答弁は、ガラス細工の中で変えるのは極めて難しいと変化しています。委員会質疑でもこれらの点についてただされましたが、納得のいく説明はありませんでした。

この変幻自在の口のうまさこそが、TPPへの国民の不信を増幅させているのではないでしょうに。

こうしたTPPに関する政府のたび重なる方針転換、さらには情報開示への消極的姿勢、国民へのアカウンタビリティーの欠如もあり、TPPを推進する国民的コンセンサスは得られていません。

国民の間にTPPに根強い懸念と反対の声があるにもかかわらず、政府は、国会審議の時間数、説明会の回数や公表資料のページ数を挙げ、丁寧な説明を行ってきたなどと主張しています。しかし、産業や生活への影響についての懸念は少しも解消されていません。

経済効果分析においても、国内対策が行われない場合の農産物の生産に与える影響は示されていません。その国内対策も、農業については、次世代につながる政策としては不十分です。若手の農業従事者の方々の創意工夫と斬新な発想を生かしていく、農業の未来への投資としての国内対策が必要なのではないでしょうか。

また、二年前の審議で政府から示されたノリ弁と称される黒塗りの資料。この間の審議で、政府から新たな情報は何ら示されませんでした。幾ら時間や回数を重ねても、国民の知りたい情報が十

分に示されなければ、国民の皆さんが理解し得ないのは、当たり前のことじゃないですか。

本協定では、十二カ国のTPP協定から二十二項目が凍結されていますが、その半分が知的財産関係です。我が国が誇るべきアニメ産業を始めとし、知的財産立国であるはずの我が国にとって、中国の存在なども念頭に置けば、こうした項目は我が国の国益として極めて重要であるはずです。しかし、本協定では、知的財産関係の十一項目が凍結されてしまいました。

その一方で、米国が抜けた本協定で、国益に反し見直しが行われなかつたものもあります。乳製品の七万トンのTPP枠や、牛肉のセーフガードの発動数量のTPP枠です。これについて政府は、米国のTPP復帰がなくなつた場合には、本協定の見直し規定に基づいて協議を行うとしています。

しかし、一旦この枠で利益を得た国々が枠の縮小に合意するとは考えがたく、米国から二国間交渉で新たな要求を突きつけられる可能性もあります。また、見直しを行う時期についても、政府は曖昧にしましたままでです。

こうした状況で、どうして生産者を始め関係者の衆参農林水産委員会決議を守りましたと説明することができるのでしょうか。国民の生命財産を守る、國益を命がけで守るということが、我々政治家に与えられた使命ではないのでしょうか。

以上が、本件に反対する主な理由です。改めて、本件の審議が極めて不十分であり、TPPに対する国民の十分な理解を得るには到底至つていいということを強く申し上げ、反対討論といったします。(拍手)

(号外) 報官

○議長(大島理森君) 関健一郎君。

(関健一郎君登壇)

○関健一郎君 国民民主党・無所属クラブの関健一郎です。市町村別の農業産出額全国一位の愛知県田原市と全国九位の愛知県豊橋市から参りました。会派を代表して、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結、いわゆるTPP11について、反対の立場で討論をさせていただきます。(拍手)

冒頭、申し上げます。

我が国は、古くから、海外の先進的な文化、技術を積極的に取り入れ、独自のものへと昇華させ、世界に誇るべき発展を遂げてきました。第二次世界大戦後に目を向ければ、海外から原料を輸入し、附加価値をつけて製品を輸出し、そこから

利益を上げる加工貿易で高度な経済成長を遂げたことからも、海外との自由な貿易が我が国の発展に大きく寄与していることは紛れもない事実です。

四方を海に囲まれ、海洋国家としての繁栄を目指すべき我が国にとって、また、世界的に保護主義的な風潮が広まる中、自由貿易の拡大は、国際社会の一員として共有すべき価値観と言えます。しかし、今回のTPP11には大きな問題があります。第一に、国民生活に大変大きな影響を与える重要な協定にもかかわらず、十分な審議がなされていないこと、第二に、米国が離脱し、前提条件が大きく変化したにもかかわらず、前の条件が変更されていないことで、大きく国益を損じる懸念があることにについて申し上げます。

第二に、米国が離脱する前の条件が変更されていないことで、大きく国益を損じる懸念があることについて申し上げます。

まず、十分な審議が行われていないことについ

て申し上げます。

TPP11は、言うまでもなく、國家の命運を左右する非常に重要な協定です。国民の皆様の毎日の暮らしや食卓にも大きな影響を与えるものであ

り、懸念や不安の声が上がっています。こうした懸念や不安を払拭するため、十分な審議を尽くさなければいけないことは言うまでもありません。ましてや、当初参加が想定されていた協定が離脱するという大きな前提の変化を受け

て、食の安全、著作権の保護、医療制度、保険制度など、具体的な条件について、更に詳細な審議を深める必要があるはずです。

しかし、条約と関連法案は不可分のものにもかかわらず、本会議や委員会での議論はばらばらに行われ、関連委員会との連合審査の機会をほとんど与えられないまま、わずか六時間の審議だけで質疑終局、採決が行われ、さらに、本来必要なない、委員長職権による緊急上程までが行われました。

仮に米国が入らない状態でTPP11が施行され、輸入枠の七万トンが既成事実化した場合、この枠を下げてくださいという交渉に、利益を得た

オーストラリア、ニュージーランドなど農業輸出国が応じるわけありません。

また、畜産の経営の安定に関連して、牛肉、豚肉の販売価格が生産価格を下回った場合に差額を補填するマルキン対策について意見を述べさせていただきます。

TPP11の発効に合わせて、牛肉と豚肉の補填割合を八〇%から九〇%に引き上げることが関連の法律案に組み込まれています。TPP11で影響を受ける畜産農家の支援措置として当然のことと言えます。

しかし、現状を見ると、牛マルキンについては、今年度予算措置として補填割合の引上げが既に行われています。その一方で、豚マルキンに関しては八〇%のままであります。整備法の中では、協定の発効日が施行の日になることから、現状では、協定の発効日が施行の日になることから、現状では、いつ豚マルキンが九〇%になるのかわかりません。

そこで、整備法から牛、豚のマルキンを切り離

たにもかかわらず、合意内容を見直すことなく、オーストラリアやニュージーランドなど他の農産物の輸出国を利するような合意では、国内の生産者から到底理解は得られません。

具体的例を挙げれば、加盟国全体に対する乳製品の低関税輸入枠の七万トンがそのまま残つていま

すが、これは米国が入ることを前提に取りまとめた数字です。米国が抜けた場合には、この輸入枠の削減に向かって見直しを行うところとして合意を

して、来年度から確実に牛、豚の補壩の割合を九〇%にし、畜産農家の経営安定を促進するための法律案を、野党五党一派でのう衆議院に提出いたしました。与野党を超えて、深刻な影響が懸念される畜産農家に思いをはせ、真摯な議論をお願い申し上げます。

そもそも、米、麦、牛・豚、乳製品、砂糖の重要な五項目を含め、国内の農業に深刻な影響が予測される譲歩をしておきながら、多くの品目で関税撤廃や削減、関税割当での導入拡大など、相当な譲歩が行われ、守るべきものを守るとした政府の方針が貫かれてはいるとは言えません。平成二十五年の衆参の農林水産委員会決議に違反していることは明白です。

また、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく国内対策が農林漁業者の不安を払拭するのに十分とは思えません。経営規模の拡大や施設の整備を行おうとする若い手農業者への支援が中心で、家族経営や小規模農業者への対策は不十分と言わざるを得ません。

総理を始め閣僚の皆様方は、しばしばTPP11の合意内容を、各國が調整してつくり上げた繊細なガラス細工に例えておられます。十一カ国複雑な利害関係の重なりの中でつくり上げた繊細なガラス細工は、一部を取り出して変更することができるものではないと認識をしています。交渉の当事者の多くの皆様の大変な御苦労の積み重ねを象徴した言葉が、この繊細なガラス細工という見えなのだと推察いたします。

今回緊急上程されたTPP11は、米国が抜け、まさにバランスが崩れた繊細なガラス細工です。経済規模や経済効果が激減し、何がメリットか、

極めて曖昧になっています。

総理は、おとし十一月、TPPは米国抜きでは意味がない、再交渉は不可能であると同様、根本的な利益のバランスが崩れてしまいと発言されています。非常に重要な御指摘と存じます。

そのまま、そのバランスが今、崩れています。

まだまだ議論すべき論点が多く残っている中、この段階で結論を急ぐ政府・与党の提案には反対せざるを得ません。TPPに対する国民や農林漁業者の不安や懸念は全く払拭されていないことを指摘させていただきます。

最後に、米国がTPPの再交渉に入る際、既に取りまとめられた条件の変更を求めてくる可能性がありますが、政府におかれましては、そのような交渉には一切応じないことを強く要請し、私の反対討論を終わらせていただきます。

御聴取ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) 田村貴昭君。

〔田村貴昭君登壇〕

○田村貴昭君 私は、日本共産党を代表して、包括的・先進的TPP協定、TPP11に断固反対の立場から討論を行います。(拍手)

私は、何よりもまず、今国会における審議のあり方に厳しく抗議をするものです。

外務委員会における審議時間はわずか六時間に限られています。午後一時四十分散会します。

論外であります。

もともとTPPは、二年前の国会で、圧倒的国

民の厳しい批判にさらされ、国会審議のさなかにアメリカが離脱したにもかかわらず、与党が採決を強行したものでした。その後、日本政府は、米国に対し盛んにTPPへの復帰を働きかけてきました。TPPを丸ごと組み込むとしているTPP11は、国会決議に真っ向から反するものであり、断じて認めることはできません。

たび重なる国会決議は、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖の重要な五項目を関税撤廃の交渉から除外することを明確にしてきました。にもかかわらず、TPPでは、重要な五項目のうち三割の品目で関税を撤廃、牛肉・豚肉では七割の品目で関税が撤廃されます。国会決議違反のこうした内容に對して、TPP11では凍結要求することさえ一切行われていません。

そもそもTPPは、国境を越えてもうけを追求する多国籍企業の活動を後押しするものです。関税を撤廃し、食品の安全基準を低めるなどの規制緩和を行おうとするその本質はそのまま維持されているのであります。米国がTPPに復帰しなくても、米国や日本の多国籍企業によるもうけ最優先の身勝手な活動を更に後押しするものにはかなりません。

だからこそ、四月の日米首脳会談で、日米の新たな経済協議の枠組みをつくるとしたことで合意したことは、極めて重大なのであります。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本件は

君の起立を求めます。

○議長(大島理森君) 委員長報告のとおり承認することに決まりました。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認することに決まりました。

午後一時四十分散会

出席国務大臣 財務大臣 麻生 太郎君 総務大臣 野田 聖子君 外務大臣 河野 太郎君 農林水産大臣 齋藤 健君

USTRの外国貿易障壁報告書をもとに強力な取引を進め、牛肉や米、乳製品を含む農産物など、

TPP以上の要求を突きつけてくることは明白であり、断じて容認できません。

今求められるのは、各国の食料主権、経済主権を尊重した平等互恵の経済関係を発展させる道に進むことだということを強く主張し、反対討論を終ります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

西岡 秀子君	森田 俊和君	(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)	(議案付託)	一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
穂坂 泰君	杉田 水脈君			一、去る十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
池田 佳隆君	岩田 和親君			政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案
石崎 徹君	鷗下 一郎君	憲法審査会委員		
杉田 水脈君	原田 憲治君	辞任	付託	一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
宗清 皇一君	小島 敏文君	百武 公親君	付託	一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
八木 哲也君	山本 和嘉子君			法規案
山本 和嘉子君	尾辻かな子君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
森田 俊和君	西岡 秀子君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
西岡 秀子君	石破 茂君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
小島 敏文君	石崎 徹君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
山本 和嘉子君	黄川田仁志君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
尾辻かな子君	小林 鷺之君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
西岡 秀子君	松本 剛明君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
西岡 秀子君	大見 正君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
小島 敏文君	古賀 篤君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
山本 和嘉子君	中谷 真一君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
大隈 和英君	古賀 篤君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
宮路 拓馬君	中谷 真一君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
小宮山泰子君	根本 幸典君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
大隈 和英君	黄川田仁志君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
山岡 達丸君	宮路 拓馬君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
小宮山泰子君				一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
消費者問題に関する特別委員会				一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
辞任				一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
鶴下 一郎君	神山 佐市君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
木村 弥生君	大西 宏幸君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
佐藤 明男君	神田 裕君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
大西 宏幸君	木村 弥生君			一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
神山 佐市君				一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
神田 裕君				一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
(憲法審査会幹事補欠選任)				一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
一、昨十七日、憲法審査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。				一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
幹事 隅 猛君(幹事古本伸一郎君去る)				一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
七日委員辞任につきその補欠)				一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
四名提出)				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(後藤祐一君外十四名提出)				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
不正競争防止法等の一部を改正する法律案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
不正競争防止法等の一部を改正する法律案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
不正競争防止法等の一部を改正する法律案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
民衆生活の改善に関する法律案(後藤祐一君外十人提出)				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(後藤祐一君外十人提出)				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外十人提出)				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
不正競争防止法等の一部を改正する法律案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
不正競争防止法等の一部を改正する法律案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
生産性向上特別措置法案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
産業競争力強化法等の一部を改正する法律案				一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

<p>(議案撤回申出)</p> <p>一、去る十五日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。</p> <p>ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外五名提出、第百九十五回国会衆法第二号)</p> <p>(議案撤回)</p> <p>一、去る十六日、次の議案は委員会において撤回を許可した。</p> <p>ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外五名提出、第百九十五回国会衆法第二号)</p> <p>(議案撤回通知)</p> <p>一、去る十六日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。</p> <p>ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外五名提出、第百九十五回国会衆法第二号)</p> <p>(調査要求承認)</p> <p>一、決算行政監視委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十五日これを承認した。</p> <p>国政調査承認要求書</p> <p>一、調査する事項</p> <p>一、歳入歳出の実況に関する事項</p> <p>二、国有財産の増減及び現況に関する事項</p> <p>三、政府関係機関の経理に関する事項</p> <p>四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項</p> <p>五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項</p> <p>六、行政監視に関する事項</p> <p>二、調査の目的</p> <p>決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため</p>	<p>三、調査の方法</p> <p>小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等</p> <p>四、調査の期間</p> <p>本会期中</p> <p>右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。</p> <p>平成三十年五月十五日</p> <p>決算行政監視委員長 荒井 聰</p> <p>衆議院議長 大島 理森殿</p> <p>(質問書提出)</p> <p>一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>「大臣として」認定した「セクハラ行為」に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)</p> <p>一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>奖学金制度拡充に関する質問主意書(海江田万里君提出)</p> <p>教育無償化に関する質問主意書(海江田万里君提出)</p> <p>内閣府地方創生推進室次長の出張の実態に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)</p> <p>「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」の表出</p> <p>日本銀行の経済・物価情勢の展望(二〇一八年一月)では、「先行きの物価を展望すると、消費者物価の前年比は、マクロ的な需給ギャップの改善や中長期的な予想物価上昇率の高まりなどを背景に、プラス幅の拡大基調を続け、二%に向けて上昇率を高めていくと考えられる。今回の物価の見通しを従来の見通しと比べると、概ね不变である。二%程度に達する時期は、二〇一九年度頃になる可能性が高い」と示された。</p> <p>日本銀行の「経済・物価情勢の展望(二〇一八年一月)」では、「先行きの物価を展望すると、消費者物価の前年比は、マクロ的な需給ギャップの改善や中長期的な予想物価上昇率の高まりなどを背景に、プラス幅の拡大基調を続け、二%に向けて上昇率を高めていくと考えられる。今回の物価の見通しを従来の見通しと比べると、概ね不变である。二%程度に達する時期は、二〇一九年度頃になる可能性が高い」と示された。</p> <p>然るに、日本銀行の「経済・物価情勢の展望(二〇一八年四月)」では、「先行きの物価を展望すると、消費者物価の前年比は、マクロ的な需給ギャップの改善や中長期的な予想物価上昇率の高まりなどを背景に、プラス幅の拡大基調を続け、二%に向けて上昇率を高めていくと考えられる。</p> <p>二〇一九年度までの物価見通しを従来の見通しと比べると、概ね不变である」と示され、従来、「二</p>
<p>高度プロフェッショナル制度に類似する専門業務型裁量労働制が適用された労働者の過労死認定等に関する質問主意書(山井和則君提出)</p> <p>(答弁書受領)</p> <p>提出者 逢坂 誠二</p>	<p>質問 第二六七号</p> <p>いわゆるアベノミクスの成果と日本銀行の物価安定目標の達成に関する質問主意書</p>
<p>高度プロフェッショナル制度に類似する専門業務型裁量労働制が適用された労働者の過労死認定等に関する質問主意書(山井和則君提出)</p> <p>(答弁書受領)</p> <p>提出者 逢坂 誠二</p>	<p>質問 第二六七号</p> <p>いわゆるアベノミクスの成果と日本銀行の物価安定目標の達成に関する質問主意書</p>
<p>高度プロフェッショナル制度に類似する専門業務型裁量労働制が適用された労働者の過労死認定等に関する質問主意書(山井和則君提出)</p> <p>(答弁書受領)</p> <p>提出者 逢坂 誠二</p>	<p>質問 第二六七号</p> <p>いわゆるアベノミクスの成果と日本銀行の物価安定目標の達成に関する質問主意書</p>

〇一九年度頃になる」として物価上昇率二%の目標達成時期の表現が削除された。

日本銀行は、早期の「物価上昇率二%」の目標達成を目指しているが、これまで六度も達成期限を先延ばししてきた。今回は達成期限を削除し、今後の先延ばしの批判を避ける意図があると思われるが、達成期限が不明確になることで、早期達成との整合性に疑惑が生じることになる。

平成二十九年十一月二十日の衆議院本会議で安倍総理は、「政権交代後、大胆な金融政策を含む三本の矢の政策により、もはやデフレではない」という状況をつくり出すことができました。また、そうした中で、行き過ぎた円高も是正されました。さらに、日本銀行による大胆な金融緩和は、デフレマインドの払拭につながっているものと考えています」「金融政策の具体的な手法は日本銀行に委ねられるべきであると考えております。物価が二%程度に達する時期について、日本銀行の展望レポートでは二〇一九年ごろになる可能性が高いとされており、今後とも、日本銀行が物価安定目標の達成に向けて大胆な金融緩和を着実に推進していくことを期待しています。引き続き、政府、日本銀行は緊密に連携しながら、あらゆる政策を総動員して、「デフレ脱却、そして力強い成長を目指してまいります」と発言している。

平成三十年一月二十二日、安倍総理は衆議院本会議で、「五年間のアベノミクスにより、日本経済は、足元で、二十八年ぶりとなる、七四半期連続のプラス成長。四年連続の貨上げにより、民需主導の力強い経済成長が実現し、デフレ脱却への道筋を確実に進んでいます」と発言している。いわゆるアベノミクスの推進と日本銀行の物価

安定目標の達成に関して疑惑があるので、以下質問する。

見解如何。

一 日本銀行は、「経済・物価情勢の展望(二〇一八年四月)」で、これまで二〇一九年度頃になるとってきた物価上昇率二%の目標達成時期の表現を削除したが、「デフレ脱却への道筋を確実に進んで」いるとはいえない現状を踏まえ、「引き続き、政府、日本銀行は緊密に連携した結果、このような表現に至ったという理解でよい

か。政府の見解如何。

二 政府はデフレ脱却のための従来の目標である「物価上昇率二%の目標達成時期を二〇一九年度頃とする」とは困難であると考えているのか。

政府の見解如何。

三 日本銀行は、早期の「物価上昇率二%」の目標達成を目指して、これまで六度も達成期限を先延ばししてきた。今回は達成期限を削除し、達成期限が不明確になることで、政府も自指してきた早期達成との整合性に疑惑が生じるのではないか。また、いわゆるアベノミクスの成果が不十分であるため、「デフレ脱却への道筋を確実に進んで」いるとは言えなくなつたのではないか。政府の見解如何。

右質問する。

六 安倍総理は、「物価が二%程度に達する時期について」「二〇一九年ごろになる可能性が高い」とされて「いる」という認識に変わりはないのか。それとも、日本銀行が「経済・物価情勢の展望(二〇一八年四月)」で示したように、二〇一九年頃のみならず、その時期は不透明になつたという認識であるのか。見解如何。

政府の見解如何。

六 安倍総理は、「物価が二%程度に達する時期について」「二〇一九年ごろになる可能性が高い」とされて「いる」という認識に変わりはないのか。それとも、日本銀行が「経済・物価情勢の展望(二〇一八年四月)」で示したように、二〇一九年頃のみならず、その時期は不透明になつたという認識であるのか。見解如何。

政府の見解如何。

二、三及び六について

日本経済は、足下で、二十八年ぶりとなる八四半期連続プラス成長となつた。経済の好循環は着実に回り始めており、民需主導の力強い経済成長が実現し、デフレ脱却への道筋を確実に進んでいる。

また、平成二十五年一月二十二日に政府及び日本銀行が共同で公表した「内閣府、財務省、日本銀行」デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)においては、同行は、「物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で二パーセントとする」、「上記の物価安定の目標の下、金融緩和を推進し、これをできるだけ早期に実現することを目指す」としている。内閣もこの方針を共有しており、これに変更はない。

日本経済は、足下で、二十八年ぶりとなる八四半期連続プラス成長となつた。経済の好循環は着実に回り始めており、民需主導の力強い経済成長が実現し、デフレ脱却への道筋を確実に進んでいる。

日本銀行が平成三十年四月二十七日に公表した「経済・物価情勢の展望」は、同行において、経済・物価情勢等を踏まえ、決定されたものと

承知している。

一〇

なお、消費者物価の前年比上昇率が二パーセント程度に達する時期の見通しに関する記述について、黒田日本銀行総裁(以下黒田総裁)と

いう)は、平成三十年四月二十七日の記者会見において「市場の一部では、こうした見通しを二パーセントの達成期限ととらえただえで、その変化を政策変更に結びつけるといった見方も根強く残っています」、「物価の先行き展望について、これが達成期限ではなく見通しであることを明確にするため、記述の仕方を見直すこととしたわけです」との旨を説明しているものと承知している。

二、三及び六について

日本経済は、足下で、二十八年ぶりとなる八四半期連続プラス成長となつた。経済の好循環は着実に回り始めており、民需主導の力強い経済成長が実現し、デフレ脱却への道筋を確実に進んでいる。

また、平成二十五年一月二十二日に政府及び日本銀行が共同で公表した「内閣府、財務省、日本銀行」デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)においては、同行は、「物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で二パーセントとする」、「上記の物価安定の目標の下、金融緩和を推進し、これをできるだけ早期に実現することを目指す」としている。内閣もこの方針を共有しており、これに変更はない。

なお、消費者物価の前年比上昇率が二パーセント程度に達する時期の見通しに関する記述について、黒田総裁は、平成三十年四月二十七日

内閣衆質一九六第二六七号
平成三十年五月十五日

内閣總理大臣 安倍 貢二
内閣總理大臣 安倍 貢二
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠一君提出いわゆるアベノミクスの成果と日本銀行の物価安定目標の達成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠一君提出いわゆるアベノミクスの成果と日本銀行の物価安定目標の達成に関する質問に対する答弁書

一、四及び五について

日本銀行が平成三十年四月二十七日に公表した「経済・物価情勢の展望」は、同行において、経済・物価情勢等を踏まえ、決定されたものと

<p>の記者会見において「市場の一部では、こうした見通しを二パーセントの達成期限ととらえたうえで、その変化を政策変更に結びつけるといつた見方も根強く残っています」、「物価の先行き展望について、これが達成期限ではなく見直すこととしたわけです」との旨を説明しているものと承知している。</p>	
<p>時刻と、トランプ米国大統領のツイッターとの時間的整合性が取れていないことを踏まえ、以下質問する。</p>	
<p>平成三十年五月二日提出 質問 第二六八号</p> <p>トランプ米国大統領との電話会談に関する質問主意書</p>	<p>提出者 源馬謙太郎</p> <p>提问者 初鹿 明博</p>
<p>外務省のホームページにおいて、四月二十八日の午後十時三十分頃から約三十分間、安倍晋三内閣総理大臣がドナルド・トランプ米国大統領と電話会談を行ったとされている。また、首相動静のツイッターにおいても、同日の午後十時三十三分からトランプ米国大統領との電話会談が開始されたとツイートされている。</p> <p>しかしながら、トランプ米国大統領のツイッターでは、午後十時四十五分に「韓国の文在寅大統領と長くて良い話をした」、そして、「日本の安倍首相とも話した」と、過去形、すなわち午後四十五分時点では会談が終了していることを示唆するツイートをしている。さらに、トランプ米国大統領は午後十時五十四分に、ミシガン州の自動車産業に関するツイートもしている。首相サイドが主張するトランプ米国大統領との電話会談終了</p>	<p>内閣衆質一九六第二六八号</p> <p>平成三十年五月十五日</p> <p>内閣總理大臣 安倍 晋三</p> <p>衆議院議長 大島 理森殿</p> <p>衆議院議員源馬謙太郎君提出トランプ米国大統領との電話会談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>〔別紙〕</p>
<p>一及び二について</p> <p>米国政府要人のインターネット上の発言の逐一及び二について</p> <p>大統領との電話会談に関する質問に対する答弁書</p>	<p>公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)第四条第二項の規定による水俣病に係る認定の申請がされ、また、水俣病に関して損害賠償等を求める訴訟が提起されている状況を踏まえれば、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第八十一号)第十三条に規定する「救済の終了」とは言い難いと考えており、そのため、環境大臣として、同法第十二条第一項の承認をできる状況にはないと認識している。</p> <p>御指摘のような発言に関する報道があつたことは承知しているが、その発言の具体的な内容は承知しておらず、政府として見解を述べることは差し控えたい。</p>
<p>一について政府としてお答えすることは差し控えたいが、安倍内閣総理大臣は、平成三十年四月二十八日午後十時三十分頃から約三十分間、トランプ米国大統領と電話会談を行った。</p>	<p>内閣衆質一九六第二六九号</p> <p>平成三十年五月十五日</p> <p>内閣總理大臣 安倍 晋三</p> <p>衆議院議長 大島 理森殿</p> <p>衆議院議員初鹿明博君提出水俣病の「救済が終わった」というチッソ社長の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>〔別紙〕</p> <p>衆議院議員初鹿明博君提出水俣病の「救済が終わった」というチッソ社長の発言に関する質問に対する答弁書</p>
<p>非常に不適切な発言であると考えますが、政府の見解を伺います。</p>	<p>水俣病の「救済が終わった」というチッソ社の発言に関する質問主意書</p>

平成三十年五月二日提出
質問 第二七〇号

「国政モニター」のサイトで外国人に対するヘイトスピーチ、誹謗中傷が閲覧出来る状態になっていることに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

「国政モニター」のサイトで外国人に対するヘイトスピーチ、誹謗中傷が閲覧出来る状態になっていることに関する質問主意書

右質問する。

五月一日の毎日新聞朝刊に、内閣府政府広報室が国民の意見を募るために行っていた「国政モニター」のサイトに、ヘイトスピーチや誹謗中傷のような意見が掲載されたままとなっている、との記事が掲載されました。

確認したところ、五月一日の段階で、外国人に対するヘイトスピーチや誹謗中傷、事実誤認に基づく批判が掲載出来る状態になっていました。政府広報室はモニター募集の際、誹謗中傷、差別的な内容、そのほかの不適切であると判断される意見は提出されても公表しないとの留意事項を掲げています。

以上を踏まえ、以下質問します。

一 政府は、この留意事項に基づいて、意見の内容を掲載前にチェックしていましたか。

二 チェックしていたとする、サイトに掲載された意見は不適切ないと判断したといふことですか。

三 事前のチェックが行われていなかつたとするところを明らかにされたい。

四 在日韓国人六十四万人中四十六万人が生活保護を受けているという明らかな事実誤認もそのまま掲載されていますが、このような明らか

な間違いを訂正したり、意見を出した方に対しても訂正を求めるなどなく掲載している理由を明らかにされたい。

五 今後、一般の方からの意見等を政府のサイトに掲載する場合は、明らかに事実誤認しているものについては訂正を求めるか、もしくは事実は異なる旨の注釈をつけるかすべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

内閣衆賀一九六第二七〇号
平成三十年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出「国政モニター」のサイトで外国人に対するヘイトスピーチ、誹謗中傷が閲覧出来る状態になっていることに關する質問

質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出「国政モニター」のサイトで外国人に対するヘイトスピーチ、誹謗中傷が閲覧出来る状態になっていることに關する質問

質問 第二七一號
平成三十年五月二日提出

大臣、副大臣、大臣政務官の携帯電話等を用いた電子メール等による連絡等に関する質問

質問主意書

提出者 城井 崇

大臣、副大臣、大臣政務官の携帯電話等を用いた電子メール等による連絡等に関する質問主意書

大臣、副大臣、大臣政務官(以下、「政務三役」という。)の携帯電話等を用いた電子メール等による連絡等について、以下質問する。

一 から四までについて

御指摘の「チェック」の意味するところが必ずることに関する質問に対する答弁書

一 政府において、政務三役が、公務中に私用の携帯電話等を用いて、私用電子メール等を使用し、意思決定過程など公務に關わる内容についての送受信を行っている状況を把握しているか。政府の認識を明らかにされたい。

二 政府は、政務三役が、公務中に私用の携帯電話等を用いて、私用電子メール等を使用し、意思決定過程など公務に關わる内容についての送受信を行っていることは、適法であると考えているか。政府の認識を明らかにされたい。

三 政府において、政務三役が、公務で用いることを目的として、携帯電話やタブレット等(以下、「携帯電話等」という。)を貸与等している所見を踏まえ、インターネットを活用して、平成二十四年五月七日から平成二十九年三月三十日までの間、国政モニターからの意見等を募集したところであり、同制度は国民からの幅広い意見等を関係府省庁の施策の企画及び

立案並びにその実施の参考とするものであるところから、当時、内閣府大臣官房政府広報室において、誹謗中傷や差別的な内容等であると判断したものを除き、全ての意見等を国政モニターに掲載していたところであるが、ウエブサイトに掲載していたところであるが、その際、掲載する意見等の内容の真否について明瞭化する上で、政務三役に対する携帯電話等及び公用電子メール等の貸与等について、政府の認識を明らかにされたい。

ネットワークサービス(SNS)のメッセージ送受信機能等の電子メールアドレス(以下、「公用電子メール等」という。)を貸与等しているか。携帯電話等及び公用電子メール等を貸与等しておられた上で、政務三役に対する携帯電話等及び公用電子メール等の貸与等について、政府の認識を明らかにされたい。

二 政府において、政務三役が、公務中に私用の携帯電話等を用いて、電子メール、ショートメール(MMS)、ウェブメール、Facebook、LINEなどソーシャルネットワークサービス(SNS)のメッセージ送受信機能等の電子メールアドレス(以下、「私用電子メール等」という。)を使用して、他の政務三役、国会議員、各府省庁職員、秘書官等と、意思決定過程など公務に關わる内容についての送受信を行っている状況を把握しているか。政府の認識を明らかにされたい。

三 政府は、政務三役が、公務中に私用の携帯電話等を用いて、私用電子メール等を使用し、意思決定過程など公務に關わる内容についての送受信を行っていることは、適法であると考えているか。政府の認識を明らかにされたい。

四 政務三役が、公務中に私用の携帯電話等を用いて、私用電子メール等を使用し、意思決定過程など公務に關わる内容についての送受信を行うことは、不正アクセスなどを防ぐセキュリティ対策が施された公用電子メール等とは違ひ、情報漏洩のおそれがあるため、情報漏洩を防ぐための適切な措置を講ずる必要があると考

える。政務三役が、私用の携帯電話等を用い

て、私用電子メール等を使用して、意思決定過程など公務に関わる内容についての送受信を行うことによる情報漏洩の可能性と、情報漏洩を防ぐための措置の必要性と具体的な取組みについて、政府の認識を明らかにされたい。

五 政府は、政務三役が、公務中に公用及び私用の携帯電話等を用いて、公用及び私用電子メール等を使用した、全ての電子メール等の送受信の内容を保存しているのか。政府の認識を明らかにされたい。

六 政務三役が、公務中に公用及び私用の携帯電話等を用いて、公用及び私用電子メール等を使用した、全ての電子メール等の送受信の内容は、意思決定過程など公務に関わる可能性が高いことから、行政の記録として保存すべきであると考える。政府は、政務三役が、公務中に公用及び私用の携帯電話等を用いて、公用及び私用電子メール等を使用した全ての電子メール等の送受信の記録を、行政の記録として保存すべきと考えているか。保存すべき場合には今後どのような取組みが必要となるか。政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。

〔別紙〕
衆議院議員城井宗君提出大臣、副大臣、大臣政務官の携帯電話等を用いた電子メール等による連絡等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて
お尋ねについては、御指摘の「政務三役」の通信手段、通信内容及びこれらに関する情報漏えい対策等を明らかにすることにより、御指摘の「政務三役」の情報の保全等に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

五及び六について
御指摘の「行政の記録」の意味するところが必要しも明らかではないが、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第四項に規定する行政文書に該当するものについては、同法等の規定に基づき、適切に整理し、及び保存すべきものと考えている。

平成三十年五月七日提出
質問 第二七二号

遺伝子組み換え表示制度検討に関する質問主意書

提出者 大河原雅子

内閣衆質一九六第二七一号
平成三十年五月十五日
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員城井宗君提出大臣、副大臣、大臣政務官の携帯電話等を用いた電子メール等による連絡等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二 食品表示法には「基本理念」として、表示による情報提供について「消費者の権利であることと尊重する」とうたっている。しかし、検討会の議論は事業者側の主張に基づく実施可能性が重視され、消費者側の意見を尊重する姿勢に乏しかったとの指摘がある。毎回の検討会運営について、事前に座長とどのような打ち合わせを行なつたのか、具体的に明らかにされたい。

三 現行制度で表示免除とされている食用油・醤油等、製品においてDNAを検出し難い食品について、社会的検証によって表示義務を課すことに関する、検討会では取り上げられなかつた。トレーサビリティシステムの確立または、原料原産地表示制度で採られているような帳票の確認等の手段による確認で実施を求める意見

り、平成二十九年四月に設置された「遺伝子組み換え表示制度に関する検討会」(以下「検討会」という。)での議論に注目が集まっていたところである。然るに、約一年間の検討会での検討の結果は、現行表示制度をほとんじ改善しないのみならず、「遺伝子組み換えでない」表示の実施を困難にするというもので、消費者庁の下に置かれた検討会の姿勢と検討内容、結論に関して、消費者庁の性格と食品表示法の立法趣旨に鑑み、些か疑義を生ずるものであるので、以下、質問する。

一 検討会の委員と関係者ヒアリングの人選は、どのような基準と過程で行なわれたか、明らかにされたい。特に消費者代表とされる委員及び陳述人には、立場及び発言が必ずしも消費者代表と言い難い方もいたため、どのような候補の中から、どのような基準で選定されたか明らかにされたい。

二 食品表示法には「基本理念」として、表示による情報提供について「消費者の権利であることと尊重する」とうたっている。しかし、検討会の議論は事業者側の主張に基づく実施可能性が重視され、消費者側の意見を尊重する姿勢に乏しかったとの指摘がある。毎回の検討会運営について、事前に座長とどのような打ち合わせを行なつたのか、具体的に明らかにされたい。

三 現行制度で表示免除とされている食用油・醤油等、製品においてDNAを検出し難い食品について、社会的検証によって表示義務を課すことに関する、検討会では取り上げられなかつた。トレーサビリティシステムの確立または、原料原产地表示制度で採られているような帳票の確認等の手段による確認で実施を求める意見

があつたが、事務局が引き取つて具体的な検討をすることなく、実施困難と結論した理由と経過を具体的に説明されたい。

四 混入限度を現行5%からの引き下げを要望する消費者側の意見に対して、事業者側のコストアップを理由とする反対意見に基づいて、引き下げ実施をしないと決めたことに関し、具体的な試算と消費者の意向調査等の検討を行なうことなく、実施困難と結論した理由と経過を具体的に説明されたい。

考えるのか、見解を求める。また院内学習会で東京都の調査により二十八件中二十件が不検出であったと説明があつたが、この調査結果をもつて不検出基準が実施可能のように言うのは些か乱暴ではないか。より詳細な調査結果はあるか、実施可能性についてより丁寧に説明されたい。

七 検討会に先立つて消費者庁が欧州で実施した調査報告は具体的であり、現行表示制度の見直しのために示唆に富むものであった。検討会では「食料を自給し、トレーサビリティシステムのある欧州は事情が異なる」という事業者側の主張を取り入れ、調査報告を無視するに到つたことは不可解である。食料自給に関しては、韓国のように欧州等からの輸入も考えられるし、トレーサビリティシステムも検討の余地がないわけではなく、またそれ以外の社会的検証も可能であるからである。わざわざ調査報告をしながら、無駄になってしまった理由と経過、なぜ上記の検討が行なわれなかつたのか、理由を説明されたい。

八 検討会では欧州と韓国の調査報告があつたが、台湾の報告がなく、情報を求める声があつた。制度検討を実施する上で重要な情報と考えるが、比較的短期間でも可能な調査も行なわないで、不十分な情報のままで結論した理由について説明されたい。

九 食用油・醤油等の食品に関する、遺伝子組み換え表示は製品で検査してDNAを検出不能として表示免除とし、「遺伝子組み換えでない」表示については原料に遡つて検査をするとこうことは、明らかに矛盾している。原料に遡つた検

査によって「遺伝子組み換えでない」表示が監視できるのであれば、遺伝子組み換え表示も同様に監視可能なはずである。可能でないと考えるのであれば、その理由を具体的に説明されたい。

十 我が国はEUと経済連携協定(EPA)を締結することになつて、遺伝子組み換え表示について少しでも近づけることを検討しなかつたのか、説明されたい。また食料自給を目指すべきとは言え、輸入するにしても、できるだけリスクを分散することが食料安保の観点で望ましいと考えるが、将来的なEPAからの穀物等の輸入に関して、どのように検討されているか説明されたい。

右質問する。

内閣審議官一九六第二七二号
平成三十年五月十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大河原雅子君提出遺伝子組み換え表示制度検討に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大河原雅子君提出遺伝子組み換え表示制度検討に関する質問に対する答弁書

一について

四及び五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、検討会においては、報告書に記載のとおり、「意図せざる混入の許容率については、ただ引き下げてほしいという消費者の要望が

団体、事業者団体といつた様々な方々から御意見を伺えるよう配慮して、同席において行つたものである。また、検討会において平成二十九年六月から八月にかけて行われた消費者団体、事業者等からのヒアリングの対象とする者については、検討会の委員からその人選を一任されていた検討会の座長(以下「座長」という。)が決定していた。

二について
御指摘の「消費者側の意見を尊重する姿勢に乏しかつたとの指摘」の意味するところが必ずしも明らかではないが、検討会各回について、検討会の円滑な遂行を目的に、事前に座長と消費者庁担当者との間で、進行に係る打合せが行われていた。

三について

検討会においては、科学的検証ができない品目にも義務表示を課すべきとの御意見も踏まえ

議論した結果、平成三十年三月二十八日に公表された「遺伝子組み換え表示制度に関する検討会報告書」(以下「報告書」という。)に記載のとおり、「大量の原材料や加工食品が輸入される我が国の状況下においては、社会的検証だけでは表示の信頼性を十分に担保することが困難であり、科学的検証が可能な組換えDNA等が残存する品目に義務表示の対象を限定する現行制度を維持することが適当」との結論に至つたものである。

六について

お尋ねの「見解」の趣旨が必ずしも明らかではないが、検討会においては、四及び五について述べた結論に至つたものである。また、御指摘の「調査」によれば、組換え遺伝子が検出されなかつた検体が相当数存在しており、報告書に記載の「遺伝子組み換えでない」表示が認められる条件を現行制度の「5%以下」から「不検出」に引き下げることが適当」との検討会の結論は妥当であると考えており、また、お尋ねの「より詳細な調査結果」は存在しない。

七について

我が国の遺伝子組み換え表示制度を検討する上で、諸外国の制度も参考にしつつ、食品の原料の調達方法等の我が国の事情と諸外国の事情との差異も勘案し、我が国に適切な制度を構築する必要があると考える。

八について

検討会においては、必要な諸外国の調査は十分に行われたとの判断の下で、取りまとめが行われたものと理解している。

九について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、海外で製造された加工食品を我が国に輸入して販売する場合は、原料農産物の科学的検証ができず、表示の信頼性を担保することは困難であると考える。

十について

食品の原料の調達方法等の我が国の事情と歐州連合の事情との差異も勘案し、我が国に適切な伝子組換え表示制度を構築する必要があると考える。また、政府としては、海外からの輸入に依存している穀物等の安定供給を確保するため、輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集等を行うことが重要であると認識しており、欧州連合についても、小麦、とうもろこし等の需給に関する情報収集や輸出予測等を行っているところである。

平成三十年五月七日提出

質問 第二七三号

加計学園の獣医学部新設をめぐる柳瀬元総理

大臣秘書官の対応等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

加計学園の獣医学部新設をめぐる柳瀬元総理

大臣秘書官の対応等に関する質問主意書

[加計学園]の獣医学部新設をめぐる柳瀬元総理大臣秘書官が三年前に、加計学園の関係者と総理

大臣官邸で面会したことについて、多くのメディアで報道されています。

そこで、以下の通り質問します。

一 国家戦略特区基本方針において、調査審議事

項について直接の利害関係を有する議員については、審議や議決に参加させないことができる、となつてはいるが、もし国家戦略特区諮問会議の議長である総理大臣やその秘書官が、当初から特定の事業者と面会し、相談に乗り、アドバイスをし、公正、中立な立場でなかつたとするれば、議長が審議や議決に参加したことは基本方針違反になるのではないですか。

二 愛媛県今治市における岡山理科大学獣医学部新設をめぐる経緯や手続きに、国家戦略特区基本方針違反が認められる場合、あるいは基本方針違反の疑いが明らかになつた場合には、獣医学部の新設について、どのような対応を政府はとるのですか。

三 愛媛県今治市における岡山理科大学獣医学部新設について、税金、国の予算は今までいくら使われましたか。また、当該獣医学部の運営等に関し、今後、毎年いくら、国の予算が使われるのですか。

四 愛媛県今治市に新設された岡山理科大学獣医学部の今年度の入学者は何人ですか。そのうち、海外からの学生は何人ですか。国別にお答え下さい。国内の学生は何人ですか。愛媛県出身者は何人ですか。また、四国出身者は何人ですか。

五 過去、国家戦略特区基本方針違反になつた事案は何件ですか。また、もし事案があるならば、それはどのような事案ですか。

六 一般論として、国家戦略特区諮問会議の議長やその秘書が、その応募者や応募者から工事の委託を受ける可能性のある事業者等の関係者の相談に乗つたり、アドバイスをすることは適切ですか、不適切ですか。もし不適切なら、そのようなプロセスで選定された事業については、再び選定の作業をやり直すべきではないですか。

七 柳瀬元秘書官は、国家戦略特区選定作業の前に加計学園関係者と面会し、その相談に乗り、アドバイスしたとの資料が発見されたが、同じく、獣医学部の新設を目指していた京都産業大学の関係者には、柳瀬元秘書官は面会しましたか。なぜ、柳瀬元秘書官は、京都産業大学関係者には面会せずに、加計学園関係者とだけ面会したのですか。一方の関係者とだけ面会したのは不適切だったのではないかですか。

八 柳瀬元秘書官が加計関係者に二〇一五年四月二日に面会したか否かについて、今日までに、安倍総理は柳瀬元秘書官に確認をしたことがありますか。もしもあるなら、いつ確認をし、その際に柳瀬元秘書官はどう答えましたか。もし、確認したことがなかつたなら、なぜ確認しなかつたのですか。

九 柳瀬元秘書官が加計関係者と官邸で面会したことを政府はいつ確認しましたか。

十 柳瀬元秘書官は加計関係者の誰と面会しましたか。また、その際に今治市と愛媛県の関係者の誰が同席していましたか。今治市関係者や愛媛県関係者と名刺交換はしましたか。

十一 加計関係者と柳瀬元秘書官の面会のアポイントは、どちらから申し込んだのですか。具体的には、誰が誰にいつ申し込んだのですか。この面会について、柳瀬元秘書官は、事前に面会することを、安倍総理に報告していましたのか。また、加計関係者との面会について、柳瀬元秘書官は事後に安倍総理に報告しましたか。もし、報告したなら、どのように安倍総理に報告していましたか。もし報告しなかつたなら、なぜ報告しなかつたのですか。

十二 二〇一四年、二〇一五年に安倍総理が加計理事長と会食やゴルフをしたのはいつですか。日付と場所をお答え下さい。

十三 柳瀬元秘書官、安倍総理、加計理事長が一緒に食事をしたことは今までにありますか。あるいは、柳瀬元秘書官は、京都産業大学関係者には面会せずに、加計学園関係者とだけ面会したのですか。一方の関係者とだけ面会したのは不適切だったのではないかですか。

十四 柳瀬元秘書官、安倍総理、加計理事長が同じ日に一緒にゴルフをしたことはありますか。あるなら、いつ、どこでですか。

十五 一般論として、総理秘書官の面会については、事前に総理に誰と面会するかを報告するのか。事後に誰と面会したのかを報告するのですか。総理と無関係に総理秘書官が自分の個人的な知人に総理官邸で面会することはありませんか。

十六 柳瀬元秘書官は、二〇一五年四月二日に加計理事長に面会した際には初対面でしたか。もしそれまでに会つたことがあつたなら、いつどこで会つたことがあつたのですか。

十七 初めて柳瀬元秘書官が加計理事長に面会したのは、いつ、どこですか。

右質問する。

平成三十年五月十五日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出加計学園の獣医学部新設をめぐる柳瀬元総理大臣秘書官の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出加計学園の獣医学部新設をめぐる柳瀬元総理大臣秘書官の対応等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「基本方針違反」や「国家戦略特区基本方針違反」の意味するところが明らかでない。また、お尋ねについては、仮定の質問であるため、お答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねの「岡山理科大学獣医学部新設について」及び「当該獣医学部の運営等に関する具体的な意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの岡山理科大学獣医学部の平成三十年度の入学者数については、平成三十年四月三日時点において百八十六名であると承知しているが、お尋ねの「海外からの学生」等の内訳については承知していない。

お尋ねの「国家戦略特区基本方針違反」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

お尋ねについては、個別具体的な事実関係に

即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

七、十、十一、十六及び十七について

お尋ねについては、柳瀬元内閣總理大臣秘書官が、平成三十年五月十日の衆議院予算委員会及び参議院予算委員会において参考人として答弁したところであると承知している。

八及び九について

「安倍總理」や「政府」による「確認」に係るお尋ねについては、その趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

十二から十四までについて

お尋ねについては、安倍晋三衆議院議員の私人としての活動等に関するものであり、政府としてお答えする立場はない。

十五について

お尋ねの「総理秘書官の面会」や「総理と無関係に・・・自分の個人的な知人に・・・面会する」の具体的な意味するところが明らかでないため、おいため、お答えすることは困難である。

平成三十年五月七日提出
質問 第二七四号

高度プロフェッショナル制度が適切に運用されることへの強い疑問等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

高度プロフェッショナル制度を含む「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が平成三十年四月六日に国会に提出されまし

た。

そこで、以下の通り質問します。

る労働者は、全労働者の何パーセント、何人程度ですか。

六

高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者に、個別の営業活動(平成十五年十月二十

二日厚生労働省告示第三百五十三号中の用例と

同義。以下同様)を業務とする労働者やシステムエンジニアは対象者に含まれる可能性はありますか。

七

高度プロフェッショナル制度が適用されている労働者が過労死したら、過労死認定で考慮される労働時間はどのように認定されますか。

九

裁量労働制が適用されていた労働者で、労災申請をしたが、過労死認定が受けられなかつた事例は、過去五年で何件ですか。一年ごとに示して下さい。

十

過去十年間で、年収千万円以上で過労死された労働者は、何人ですか。一年ごとに示して下さい。

十一

過去十年間で、年収千万円以上で過労死された労働者は、何人ですか。一年ごとに示して下さい。

十二

過労死が認定された件数のうち、実際には裁量労働制が適用されていたものの、その適用

が適用されていた方の、平成二十九年度の件数

は、今年はいつ発表になりますか。

十三

高度プロフェッショナル制度の対象となり得る労働者は、全労働者の何パーセント、何人程度ですか。それとも、裁量労働制による過労死の件数としては集計されず、公表されませんか。

十四

高度プロフェッショナル制度の労働者に対

して、その上司が、三日間、二十四時間、すな

(号外)

わち七十二時間連続して働き続けなければこなせないような量の業務の遂行を指示することは合法ですか、違法ですか。

十四 高度プロフェッショナル制度が適用される労働者に、月百時間以上の残業が必要な業務量を上司が指示することは合法ですか。

十五 高度プロフェッショナル制度が適用される労働者に、月二百時間以上の残業が必要な業務量を上司が指示することは合法ですか。もし合法であるなら、一方で、月百時間以上の残業を規制しながら、同時に月二百時間以上の残業や青天井の残業を合法化する規制緩和をするのは、矛盾しませんか。

十六 高度プロフェッショナル制度の対象者が、過労死した場合は、その事実や企業名は公表されますか。

十七 高度プロフェッショナル制度の労働者が過労死しても、労働時間が把握されていないから、労災認定を受けられない、過労死に認定されないということになりませんか。

十八 高度プロフェッショナル制度の労働者が過労死した場合、労働時間はどうに把握されますか。

十九 年収が平均年収の三倍を超える労働者は交渉力が強い、という根拠は何ですか。根拠となるデータや調査結果をお示し下さい。

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度が適切に運用されることへの強い疑問等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度が適切に運用されることへの強い疑問等に関する質問に対する答弁書

一 及び十六について

個別の過労死等事案における支給決定の事実や企業名は個人情報保護の観点から公表しないこととしている。また、お尋ねの過労死の件数の集計及び公表については、今後、検討していくと考えである。

二について

いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象労働者の年収要件は、労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額・・・の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額としている。このため、同制度が適用される以前の賃金額は、年収要件にはなっていない。また、「労働契約により使用者から支払われる」と見込まれる賃金については、労働の状況等に応じて支払われることとなる賃金は含まれず、労働契約において当該要件を満たさない場合には、同制度の対象労働者にはならない。

七について

九について

お尋ねについては、平成二十五年度から平成二十八年度までの件数について把握している。労働者災害補償保険法に基づき、脳・心臓疾患に起因する死亡として認定されなかつた件数は、平成二十五年度は三件、平成二十六年度は一件、平成二十七年度は二件、平成二十八年度は一件であり、精神障害に起因する自殺(未遂を含む)として認定されなかつた件数は、平成二十五年度及び平成二十六年度は零件、平成二十七年度は一件、平成二十八年度は零件である。

四について

お尋ねについては、国会の運営に関することと等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

五について

いわゆる高度プロフェッショナル制度においては、対象業務及び対象労働者の年収については厚生労働省令で定めることとしており、お答えすることは困難である。

六について

いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象業務については、平成二十七年二月に労働政策審議会において取りまとめられた今後の労働時間法制等の在り方について(建議)において、「具体的には、金融商品の開発業務、金融商品のデイーリング業務、アナリストの業務(企業・市場等の高度な分析業務)、コンサルタントの業務(事業・業務の企画運営に関する高度な考案又は助言の業務)、研究開発業務等を念頭に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で適切に規定することが適當」とされているところであり、これを踏まえて労働政策審議会において議論していただき、厚生労働省令で定めることとしている。

八、十七及び十八について

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づき業務上の災害として認定するか否かについては、労働基準監督署長により、脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)の認定基準について(平成十三年十二月十二日付け基発第一〇六三号厚生労働省労働基準局長通達)、心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成二十三年十二月二十六日付け基発一二二六第一号厚生労働省労働基準局長通達)等に従つて、個別の事例に応じて関係者への聴き取りなどの調査を実施し労働時間数を把握した上で、判断されるものである。

十について

お尋ねについては、労働者災害補償保険法による保険給付の支給の決定に当たり、被災労働者の年収を確認していないため、把握していない。

十一及び十二について

お尋ねについては、現時点では未定である。

十三から十五までについて

いわゆる高度プロフェッショナル制度においては、対象業務について、「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務」であることの要件としていること、また、当該制度の適用に当たつて労働者の同意を必要としていること等から、御指摘のような場合は通常想定されない。

十九について

お尋ねについては、第二百二十二回の労働政策審議会労働条件分科会において、厚生労働省より、「平成十五年(中略)当時の技術系の一定の管理職層の方々、具体的には課長級の方々の確実に支払われる給与の額で見た年収として、上から四分の一をとつて千七十五万円といふことであれば相当程度の交渉力が認められるのではないか」という意見で審議会がまとまり、その後、かなり年数も経つ中で、制度の成熟を見て、こうした数字が労働基準法の体系の中で、交渉力のある方々にとっての年収要件といふこととで定着してきている」と説明しているところである。

土地改良法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成三十年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

土地改良法の一部を改正する法律

一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の五」に、「第五十七条の八」を「第五十七条の九」に改める。

第三条第一項第二号及び第四号中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項第二号に規定する農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該農用地の所有者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交換すべき旨を申し出たときは、その資格が交換するものとする。同項第四号に規定する土地の所有者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該農用地の所有者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交換すべき旨を申し出たときも、同様とする。

3 除名は、次のいずれかに該当する准組合員等につき、総会の議決によつてこれをすることができる。この場合において、土地改良区は、その総会の会日から十日前までに当該准組合員等に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

るにより、当該土地改良区の地区内にある土地の所有者又は当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であつて、第三条に規定する資格を有しないものを准組合員たる資格を有する者とすることができる。

2 土地改良施設の管理(委託を受けて行う管理を含む)を行う土地改良区にあつては、定款で定めるところにより、当該土地改良区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となつてゐる団体であつて土地改良施設の管理に関連する活動を行なうもの施設管理准組合員たる資格を有する者とすることができる。

3 土地改良施設の管理(委託を受けて行う管理を含む)を行う土地改良区にあつては、定款で定めるところにより、当該土地改良区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となつてゐる団体であつて土地改良施設の管理に関連する活動を行なうもの施設管理准組合員たる資格を有する者とすることができる。

4 前項の除名は、除名した准組合員等にその旨を通知しなければ、これをもつて当該准組合員等に対抗することができない。

(土地改良事業への参加の促進)

第十五条の五 土地改良区は、その地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者の土地改良事業への参加の促進を図るため、土地改良施設の管理その他の土地改良事業に関する情報の提供に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の情報の提供が円滑に実施されるよう、土地改良区に対し、必要な指導、助言その他の援助を行うように努めるものとする。

3 第十六条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「事業年度」を「土地改良区の事業年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 土地改良区の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、准組合員等たる資格を定めたときは、准組合員等の加入及び脱退に関する事項を記載しなければならない。

3 第十七条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「組合員」の下に「又は准組合員等(以下「組合員等」という。)」を加える。

2 第十八条の見出しを「役員の選任等」に改め、同条第三項中「定款の」を「定款で」に改め、同条第五項中「理事」の下に「(設立当時の理事を除く。)」を加え、「監事の定数の少なくとも二分の一

2 第二章第一節第一款に次の四条を加える。
(准組合員等たる資格)

第十五条の二 土地改良区は、定款で定めるところ

官 報 (号外)

は、組合員を「は、次に掲げる要件の全て(当該土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む組合員が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合にあつては、第一号に掲げる要件)に該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該土地改良区の組合員であること。

二 耕作又は養畜の業務を営む者であること。

三 同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「これ」を「これに改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「また」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第二十九条の三第三項」とし、「行なう」を「行なう」に、「定款の」を「定款で」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「行なう」を「行なう」に改め、同項を同条第十一項とし、第七項を第八項とし、第六項中「行なう」を「行なう」に改め、同項を第十項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「行なう」を「行なう」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を次の一項とする。

五 総代会には、総会に關する規定(次条第二項、第四項及び第五項の規定を除く。)(これに係る罰則を含む)を準用する。この場合において、同条第十七項中「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第六項中「四人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

六 土地改良区の監事(設立当時の監事を除く。)のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。ただし、土地改良区の業務及び会計についての監査に關し専門的知識を有する者の指導を受ける場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 当該土地改良区の組合員等又は当該土地改良区の組合員等たる法人若しくは団体の役員若しくは使用人以外の者であること。

二 その就任の前五年間当該土地改良区の理事又は職員でなかつたこと。

三 当該土地改良区の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

四 第十九条の五第一項中「管理規程」の下に「第十五条の三の二第一項の利水調整規程」を加え、同項第二項中「責に任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第三項中「行なう」を「行なう」に、「責に任ずる」を「責任を負う」に改める。

五 第二十三条第一項中「二百人」を「百人」に、「定款の」を「定款で」に改め、同条第二項から第六項までを次のように改める。

六 総代会における解散又は合併の決議(総代会における解散又は合併の決議)

第二十四条 総代会において土地改良区の解散又は合併の決議があつたときは、理事は、当該決議の日から五日以内に、組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。

一 前項の総代会の決議に關し、組合員が、総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を土地改良区に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。この場合において、当該書面の提出は、当該総代会の決議の日から一月以内にしなければならない。

二 第二十六条第二項及び第三項の規定による書面の提出について準用する。

三 第二十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による書面の提出について準用する。

四 第二項の請求の日から一週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

五 第二項又は前項の総会において第一項の規定による通知に係る事項を承認しなかつた場合にあつては、当該事項についての総代会の決議は、その効力を失う。

一 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することが可能である。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供した組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

二 第二十九条第一項中「管理規程」の下に「第五十七条の三の二第一項の利水調整規程」を、「書類」の下に「次条第一項に規定する決算関係書類を含む。」を加え、同条第四項中「組合員」を「組合員等」と、「掲げる」を「規定する」と、「正当な理由」を「正当な理由」に改める。

三 第二十四条第七項から第九項までを削る。

四 第二十四条を次のように改める。

五 第二十三条第七項から第九項までを削る。

六 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び改選をすることができない。

第一十九条の三を第二十九条の四とする。

第二十九条の二第二項中「規定による」を削り、「管理規程」の下に

「基いて」を「基づいて」に改め、「管理規程」を

「第五十七条の三の二第一項の利水調整規程」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「規定による」を削り、同条第四項中「写を」を「写しを」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第二十九条の三とする。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(決算関係書類)

第二十九条の二 理事は、事業報告書、貸借対照

表、収支決算書及び財産目録(土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区につては、事業報告書、収支決算書及び財産目録)を「書類」という。)を総会に提出しようとするときは、その会日から一週間前までに、当該決算関係書類を監事に提出しなければならない。

2 決算関係書類を総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したもののみなす。

4 土地改良区は、総会において決算関係書類の承認の決議があつたときは、農林水産省令で定

めるところにより、遅滞なく、決算関係書類を都道府県知事に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第三十条第一項第二号中「規約又は」を「規約」に改め、「管理規程」の下に「又は第五十七条の三の二第一項の利水調整規程」を加え、同項第七号

中「事業報告書、収支決算書及び財産目録」を「決算関係書類」に改め、同条第三項中「その旨」を「その旨」に改め、同条第四項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第三十一条第一項中「第二十八条(第二十九条の三第二項)」を「第二十八条第一項(第二十九条の四第二項)」に改め、「組合員」の下に「又は准組合員」を「組合員等」に改める。

第三十二条第一項中「第二十九条の三第二項」を「第二十九条の三第二項とし、同項を同条第十項に改め、同条第九項中「の定める」を「で定める」に改め、同項を同条第十項とし、同

条第八項中「又は第三項」を「第二項又は第四項」に「定款の」を「定款で」に改め、同項を同条第九項とし、同項第七項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第八項とし、同項を同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「組合員」の下に「又は准組合員」を、「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同項を同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「定款の」を「定款で」に改め、同項を同条第四項とし、同項を同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第三十三条中「前項」を「第二項」に改め、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二条を加える。

六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二条を加える。

第三十四条中「第六項を第七項とし、第五項を第六項」とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

2 前項の規定にかかわらず、土地改良区は、定款で定めるところにより、その准組合員が、その准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地に係る組合員の同意を得て同項の規定により当該組合員に対して賦課すべき金銭、夫役又は現品の全部又は一部を当該准組合員に賦課すべき旨を申し出たときは、当該准組合員に対して、當該金銭、夫役又は現品の全部又は一部を賦課すべき徴収するものとする。

第三十五条第一項中「定が」を「定めが」に改め、同条に次の二条を加える。

3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

第三十六条第一項中「定が」を「定めが」に改め、同条に次の二条を加える。

4 准組合員等は、定款で定めるところにより、第三十二条第一項中「定が」を「定めが」に改め、同条に次の二条を加える。

第三十三条中「第二十八条(第二十九条の三第二項)」を「第二十八条第一項(第二十九条の四第二項)」に改め、同条第一項中「定款の」を「定款で」に改め、同条を第三十六条の三とする。

第三十六条の次に次の二条を加える。
(土地改良施設の管理への協力)

第三十六条の二 土地改良区は、土地改良施設の機能の保持又は増進を図るため必要があると認めるとときは、定款で定めるところにより、施設を同条第十一項とし、同条第九項中「の定める」を「で定める」に改め、同項を同条第十項とし、同

条第八項中「又は第三項」を「第二項又は第四項」に「定款の」を「定款で」に改め、同項を同条第九項とし、同項第七項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第八項とし、同項を同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「組合員」の下に「又は准組合員」を、「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同項を同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「定款の」を「定款で」に改め、同項を同条第四項とし、同項を同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

この場合において、電磁的方法により議決権

を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第三十七条中「定款の」を「定款で」に改め、「組合員」の下に「又は准組合員」を加える。

第三十八条中「政令の」を「政令で」に、「第三項

若しくは第八項又は第三十六条の二を「第二項、第四項若しくは第九項又は第三十六条の三」に、「次条まで」を「この条及び次条第一項」に改める。

第四十二条中「第三条第二項の規定による」を「第三条に規定する資格の」に改める。

第三十九条に次の二条を加える。

3 農地中間管理機構が土地改良区の地区内にある土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した場合において、当該資格の喪失についてその土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構及び当該土地の全部又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は喪失した者は、それぞれ第一項の規定による通知を受けたものとみなす。

4 第四十五条の見出し中「組合員」を「組合員等」に改め、同条第一項中「組合員に」を「組合員等に」に、「あてれば」を「宛てれば」に改める。

第四十六条第一項及び第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第十項中「省略してよい」を「省略することができる」に改め、同条第十一項中「その旨」を「その旨」に改め、同条第十二項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第五十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「の定める」を「で定める」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第七項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同条第八項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「添附すればよい」を「添付すれば足りる」に改める。

第五十七条の二第一項中「を除く」を「に限る」に、「行なう」を「行う」に、「これらの施設の管理」を「管理」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「の定める」を「で定める」に、「その旨」を「その旨」に改める。

第五十七条の三の次に次の二条を加える。

(利水調整規程)

第五十七条の三の二 土地改良区は、第一条第二項第一号の事業のうち農業用の用水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)の管理(委託を受けて行う管理を含む。)を行う場合には、農業用水の利用の調整に関する事項について、利水調整規程を定めなければならない。

2 前項の利水調整規程は、次に掲げる要件のいすれにも適合するものでなければならない。

一 当該土地改良区の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者への農業用水の供給が適正に行われるものであること。

二 農業用水の供給の決定方法が、適正であり、かつ、明確に定められてること。

第二章第一節第三款第一目に次の二条を加える。(土地改良施設に関する情報の提供)

第五十七条の九 国、地方公共団体その他の土地

改良事業を行う者(土地改良区を除く。)は、当該土地改良事業により新設し、又は変更した土地改良施設の適切な管理に資するよう、当該土地改良施設の管理を行う土地改良区に対し、当地改良施設に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

第六十七条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第三項中「その旨」を「その旨」に改め、同条第六項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第六十八条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「第十八条规定第十六項から第十八項まで」を「第十八条规定第十七項から第十九項まで」に改める。

第六十九条中「調査し、」の下に「貸借対照表(土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区である場合を除く)及び」を加える。

第七十二条第四項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第七十七条第一項中「土地改良区は」を「二以上」の土地改良区は」に改め、「共同して」を削り、同条第二項中「の定める」を「で定める」に、「土地改良事業計画」を「事業の実施に関する計画」に改め、「事項」の下に「(第八十一条において「定款等」という。)」を加える。

一 当該土地改良区連合の議員又は当該土地改良区連合の議員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

二 その就任の前五年間当該土地改良区連合の理事又は職員でなかつたこと。

三 当該土地改良区連合の理事又は重要な使用者の配偶者又は二親等内の親族以外の者であることを。

第八十条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「事業年度」を「土地改良区連合の事業年度」に改める。

第八十一条中「の定める」を「で定める」に、「定款、土地改良事業計画その他必要な事項」を「定款」に改める。

第八十二条第一項中「定款の」を「定款で」に改め、同条第六項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「定款の」を「定款で」に改め、同条第三項中「理事」の下に「(設立当時の理事を除く。)」を「(設立当時の理事を除く。)」に改める。

第六十三条の二第一項中「を除く」を「に限る」に、「行なう」を「行う」に、「これらの施設の管理」を「管理」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「の定める」を「で定める」に、「その旨」を「その旨」に改める。

第六十五条の二第一項及び第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項中「あり、」の下に「及び」を加え、「組合員を除く。」を「組合員等」に、「者を除く。」を「者」に改める。

第六十六条の四第一項中「第四項から第七項まで」を「第五項から第八項まで」に、「第三十六条の第二項」を「第三十六条の三第一項」に、「同条第四項中「組合員」を「同条第五項中「組合員又は准組合員」に改め、「第一項に規定する者」との下に「第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」と「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改め、「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改め。

第六十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

第一百条の二第一項中「行なう」を「行う」に改め、「二百三十一条の二第二項中「定め」を「定めの」に改め、「規定」の下に「(これに係る罰則を含む。)」を加える。

第八十四条中「定の」を「定めの」に改め、「規定」の下に「(これに係る罰則を含む。)」を加える。

第八十九条の二第二項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同条第六項中「行なう」を「行なう」に改める。

一 経費の支払その他連合会に対する義務を怠つた会員

二 その他定款で定める行為をした会員

第一百十一条の十八第四項中「その会員」を「当該会員」に改める。

第一百十一条の二十第一項第三号中「事業報告書」の下に「貸借対照表」を加える。

第一百十一条の二十三中「第十八条第十二項から第十五項まで」を「第十八条第十三項から第十六項まで」に、「第二十八条まで」を「第二十七条まで」に改める。

第二十八条第一項に、「第三十一条から第三十二条まで」を「第二十九条の二、第三十二条、第三十三条の二、第三十二条第一項から第三項まで」に改め、「第十九条の四第三号」の下に「及び第二十九条の二第四項」を加え、「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に、「規定及び」を「規定並びに」に、「第十八項」を「第十九項」に改める。

第一百三十二条第一項中「管理規程」の下に「利水調整規程」を加え、同条第二項中「基づいて」を「基づいて」に改め、同条に次の二項を加える。

(号)外

3 前二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百三十三条中「組合員が、総組合員」を「組合員等が、その総数」に、「基づいて」を「基づいて」に改め、「管理規程」の下に「利水調整規程」を加え、「疑が」を「疑いが」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

三百三十四条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「管理規程」の下に「利水調整規程」を加える。

三百三十六条第一項中「組合員が、総組合員」を「組合員等が、その総数」に改め、「役員」の下に「総代」を加える。

三百三十六条第一項中「前条」を「前条第一項」とし、「組合員等が、その総数」に改め、「役員」の下に「総代」を加える。

項、第二十六条第一項若しくは」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第二十四条第一項の規定に違反して通知する」とことを怠り、又は不正の通知をしたとき。

五百四十三条第一項の次に次の一号を加える。

五百四十三条第一項又は第八十二条第四項の規定に違反してこれらの規定に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

五百四十三条第一項又は第二項に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

(総代及び総代会に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に在任している総代並びにその手続が開始されている土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、新法第二十三条第三項及び第四項の規定は適用せず、旧法第二十三条第三項から第八項まで及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。

五百四十三条第一項若しくは」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第二十四条第一項の規定に違反して通知する」とことを怠り、又は不正の通知をしたとき。

五百四十三条第一項の次に次の一号を加える。

五百四十三条第一項又は第八十二条第四項の規定に違反してこれらの規定に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

五百四十三条第一項又は第二項に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(土地改良事業に参加する資格の交替に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう)前にされたこの法律による改正前の土地改良法(以下「旧法」という)第三条第二項の規定による承認の申出であつて、この法律の施行の際現にこれに対する承認又は不承認の処分がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

(役員に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、この法律による改正後の土地改良法(以下「新法」という)第十八条第五項及び第六項並びに第八十二条第三項及び第四項の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用する。

(利水調整規程に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、新法第五十七条の三の二(新法第八十四条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

(号外)

(清算人の財産調査義務に関する経過措置)

第八条 新法第六十九条(新法第八十四条において準用する場合を含む。)の規定(貸借対照表に

係る部分に限る。)は、施行日以後に生じた事由

により土地改良区及び土地改良区連合が解散し

た場合について適用する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、この法律による改正後の規定の実施状況

を勘案し、必要があると認めるときは、当該規

定について検討を加え、その結果に基づいて必

要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第十一條 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)の一部を次のように改正す

る。

第二十九条の見出し中「組合員」の下に「又は准組合員」を加え、同条中「第二項及び第四項」を「から第三項まで及び第五項」に改める。

理由

最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員たる資格について定めるとともに、土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の准組合員及び施設

管理准組合員の資格について定めるとともに、

土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずるものとおりである。

二 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の准組合員及び施設

管理准組合員の資格について定めるとともに、

土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずるものとおりである。

三 総代会制度の見直し

准組合員の数が百人を超える土地改良区とともに、総代の定数を三十人以上とすること。また、総代の選挙について、選舉管理委員会による管理を廃止すること。

四 財務会計制度の見直し

原則として、組合員等以外の者でなければならぬものとすること。

五 土地改良区の監事のうち一人以上は、原

則として、組合員等以外の者でなければならぬものとすること。

六 土地改良区は、決算関係書類として、収支決算書等に加え、原則として貸借対照表を作成すること。

七 土地改良区連合の業務の拡充

二以上の土地改良区は、土地改良事業のほか、土地改良区の事業の一部を行うため、土地改良区連合を設立することができるものとすること。

八 施行期日等

この法律は、平成三十一年四月一日から施

行すること。なお、4の(2)の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用するものとする。

九 議案の可決理由

本案は、土地改良区の業務運営の適正化を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

十 土地改良区(土地改良区連合を含む。4に

おいて同じ。)の理事の定数の五分の三以上

右報告する。

は、原則として、組合員で、かつ、耕作者でなければならないものとする。

なればならないものとする。

平成三十年五月十五日
農林水産委員長 伊東 良孝
衆議院議長 大島 理森殿
(別紙)

土地改良法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農地・農業用水は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、農業・農村をめぐる状況が変化する中で、将来にわたって良好な營農条件を備えた農地・農業用水を確保していくためには、土地改良区の業務運営の適正化を図ることが必要である。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 土地改良法が事業参加資格者は耕作者とすることを原則としている趣旨を踏まえ、土地改良区の業務運営について、耕作者の意見が適切に反映されるよう、准組合員資格創設の趣旨について周知徹底すること。

二 財務会計制度の見直しに当たっては、複式簿記会計の円滑な導入が図られるよう、研修の実施等必要な支援を行ふこと。

三 本法施行後五年を目途とした検討に当たっては、耕作者への資格交替の進展状況を踏まえ、地域ごとに土地改良区の適正な業務運営が確保されるよう、組合員資格の在り方の更なる見直しも含め必要な措置を講じること。

右決議する。

右
国会に提出する。

平成三十一年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律

(統計法の一
部改正)

第一条 統計法(平成十九年法律第五十三号)の一
部を次のように改正する。

目次中「地方公共団体又は独立行政法人等」を
「指定地方公共団体又は指定独立行政法人等」
に、「第五十六条」を「第五十六条の二」に改め
る。

第三条の次に次の二項を加える。

(行政機関等の責務等)

第三条の二 行政機関等は、前条の基本理念に
のつとり、公的統計を作成する責務を有す
る。

2 公的統計を作成する行政機関等は、情報の
提供その他の活動を通じて、公的統計が国民
にとつて合理的な意思決定を行うための基盤
となる重要な情報であることに關し国民の理
解を深めるとともに、公的統計の作成に関し
当該公的統計を作成する行政機関等以外の行
政機関等その他の關係者並びにその他の個人
及び法人その他の団体の協力を得るよう努め
なければならない。

3 基幹統計を作成する行政機関以外の行政機
関の長、地方公共団体の長その他の執行機
機

関、独立行政法人等その他の關係者又はその
他の個人若しくは法人その他の団体は、当該
基幹統計を作成する行政機関の長から必要な
資料の提供、調査、報告その他の協力を求め
られたときは、その求めに応じるよう努めな
ければならない。

第四条第四項中「総務大臣は」の下に「、関係
行政機関の長に協議することも」を加え、同
条に次の二項を加える。

7 統計委員会は、基本計画の実施状況を調査
審議し、公的統計の整備に関する施策の総合
的かつ計画的な推進を図るために必要があると
認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じ
て関係行政機関の長に勧告することができ
る。

第二十五条の見出し中「独立行政法人等」を
「指定独立行政法人等」に改め、同条中「限る」の
下に「、以下「指定独立行政法人等」という」を加
える。

第二十七条第一項中「行政機関、地方公共團
体及び第二十五条の規定による届出を行つた独
立行政法人等(以下「届出独立行政法人等」とい
う。)」を「行政機関等」に、「における被調査者」
を「その他の統計を作成するための調査におけ
る被調査者(当該調査の報告を求められる個人
又は法人その他の団体をいう。第二十九条第一
項において同じ。)」に改め、同条第二項中「届出
独立行政法人等」を「独立行政法人等」に改め、
同項第一号中「統計調査の下に「その他の事業
所に関する統計を作成するための調査」を加
え、同項第二号中「事業所」を「その行う事業所」
に改める。

第十九条第二項中「者」を「個人又は法人その
他の団体」に改める。

第十五条第一項中「者に対し」を「個人又は法
人その他の団体に対し」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第二十三条第一項中「、インターネット」を
「インターネット」に改める。

第二章第二節第三款の款名中「地方公共團体

又は独立行政法人等」を「指定地方公共團体又は
指定独立行政法人等」に改める。

第二十四条の見出し中「地方公共團体」を指
定地方公共團体」に改め、同条第一項中「第三十
三条を除き、以下同じ」を「以下「指定地方公共
團体」という」に改め、同項第四号中「者」を「個
人又は法人その他の団体」に改め、同条第二項
中「地方公共團体」を「指定地方公共團体」に改め
る。

第二十九条第三項又は前条第二項の規定によ
る通知があつた場合において、基幹統計調査を
円滑に行うためその他基幹統計を作成する
に、「その他の關係者」を「地方公共團体の長
その他の執行機関、独立行政法人等その他の關係
者又はその他の個人若しくは法人その他の団
体」に改め、「提供」の下に「、調査、報告」を加
える。

第三十一条第一項中「基幹統計の作成」を
「第二十九条第三項又は前条第二項の規定によ
る通知があつた場合において、基幹統計調査を
円滑に行うためその他基幹統計を作成する」
として「(調査票情報の提供)」を付し、同条中
「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」
に改め、「場合には」の下に「、総務省令で定め
るところにより、これらの者からの求めに応
じ」を加え、「これら」を「これら」に改め、同

行つた場合において、他の行政機関の長の協
力が得られなかつたときは、総務大臣に対
し、その旨を通知するものとする。

第三十条中「前条」を「前条第一項及び第二項」
に、「關係者」を「執行機関、独立行政法人等そ
の他の關係者又はその他の個人若しくは法人そ
の他の団体(次項において「被要請者」という。)
に改め、「対し」の下に「必要な資料の提供、調
査、報告その他の」を加え、同条に次の二項を
加える。

第一号中「又は」の下に「統計調査その他の」を加え、同条に次の二項を加える。
第三十三条の次に次の二項を加える。
2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項(第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。)の規定により調査票情報を提供したときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
一 前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称
二 前項の規定により提供した調査票情報に係る統計調査の名称
三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
3 第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行つたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行つた統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出しなければならない。
4 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の利用その他の適切な方法により公表するものとする。
一 第二項第一号及び第二号に掲げる事項
二 第一項の規定により作成した統計若しくは行つた統計的研究の成果又はその概要
三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
第三十四条中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、「学術研究の発展に資する」と認める場合その他総務省令で定める場合には削り、「統計の作成等」を「学術研究の発展に資する統計の作成等その他行政機関の長又は指定独立行政法人等が行つた統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるもの」に改め、同条に次の二項を
2 第三十三条第二項及び第四項の規定は前項の規定により統計の作成等を行うこととしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
一 前項の規定により統計の作成等の委託を受けた者の氏名又は名称
二 前項の規定により統計の作成等に利用する調査票情報に係る統計調査の名称
三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
3 第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者について、同条第三項の規定は指定独立行政法人等について、同条第三項の規定により調査票情報を提供した行政機関の長又は独立行政法人等について、同条第三項の規定により調査票情報を提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項(第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。)」とあり、同項第一号及び第二号中「前項」とあり、並びに同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、同条第二項及び第三項中「調査票情報」とあるのは「匿名データ」と読み替えるものとする。
4 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、第一項の規定により統計の作成等を行つたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
二 第一項の規定により作成した統計若しくは行つた統計的研究の成果又はその概要
三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
第三十五条第一項中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改める。
第三十六条中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、「学術研究の発展に資する」と認める場合その他総務省令で定める場合には削り、「統計の作成等」を「学術研究の発展に資する」と認める場合その他行政機関の長又は指定独立行政法人等が行つた統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるもの」に改め、同条に次の二項を
2 第三十三条第二項及び第四項の規定は前項の規定により匿名データを提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等について、同条第三項の規定は前項の規定により匿名データを提供する者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項(第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。)」とあり、同項第一号及び第二号中「前項」とあり、並びに同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、同条第二項及び第三項中「調査票情報」とあるのは「匿名データ」と読み替えるものとする。
3 第三十七条中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に、「第三十四条又は前条」を受けて了承した者について、同条第一項、第三十四条第一項又は前条第一項に、「その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等」を「独立行政法人統計センター」に改める。
4 第三十八条第一項中「第三十四条の」を「第三十三条の二第一項の規定により行政機関の長が行つた統計調査に係る調査票情報の提供を受けた者、第三十四条第一項の」に、「者又は第三十六条を削り、「第三十四条第一項の」に、「者又は第三十六条第一項」に、「前条の規定による委託を受けた独立行政法人等(以下この条において「受託独立行政法人等」という。)が第三十四条又は第三十六条を「独立行政法人等」に改め、「学術研究の発展に資する」と認める場合その他総務省令で定める場合には削り、「匿名データ」の下に「学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるもの」に改め、同条に次の二項を

ター」に改め、同条第二項中「受託独立行政法人等」を「独立行政法人統計センター」に、「当該受託独立行政法人等の」を「独立行政法人統計センターの」に改め、同条第三項中「第三十四条」を第三十三条の二第一項の規定により指定独立行政法人等が行つた統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者、第三十四条第一項に、「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改め、同条第四項中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改める。

第三十九条第一項中「措置」の下に「として総務省令で定めるもの」を加え、同項第一号中当該行政機関のを当該行政機関がに改め、「記録されている情報」の下に「(当該情報の取扱いに関する業務の委託を受けた場合その他の当該委託に係る業務を受託した場合における当該業務に係るもの)を除く。」を加え、同項第二号中「地方公共団体」を「指定地方公共団体」に、「の行つた」を「が行つた」に改め、同項第三号中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に、「の行つた」を「が行つた」に改め、「調査票情報」の下に「第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 地方公共団体の長その他の執行機関(前号に掲げる者を除く) 第二十七条第一項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報 第三十九条第一項に次の一号を加える。

五 独立行政法人等(前号に掲げる者を除く。) 第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報 第四十一条第一項中「地方公共団体」を「指定独立行政法人等」に改め、同条第二項中「届出独立行政法人等」を「独立行政法人等」に改める。

第四十一条第二号中「に定める」を「又は第三号に定める」に改め、同条第三号中「第三十九条第一項第三号」を「第三十九条第一項第四号又は第五号」に、「届出独立行政法人等」を「行政機関公共団体又は届出独立行政法人等」を「行政機関等」に改める。

第五号に、「届出独立行政法人等」を「行政機関等」に改め、同条第四号中「行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等」を「行政機関等」に改める。

第四十二条第一項中「措置」の下に「として総務省令で定めるもの」を加え、同項第一号中第三十三条を「第三十三条第一項又は第三十三条の二第一項」に改め、同項第二号中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第六条第二項の規定により内閣総理大臣に意見を述べること。

七 第五十五条第三項の規定により関係行政機関の長に意見を述べること。

八 前各号に定めるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第四十五条の次に次の一条を加える。
(委員会の意見の聴取)

第四十五条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聽かなければならぬ。ただし、委員会が輕微な事項と認めるものについては、この限りでない。

一 第二条第二項第一号若しくは第五項第三号、第五条第一項、第八条第一項、第二十条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第四条第五項、第三十三条规定により準用する場合を含む。), 第七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。), 第九条第四項(第十一条第二項において準用する場合を含む。), 第十二条第二項、第二十一条第三項、第二十八条第三項、第三十一条第四項(第十二条第二項において準用する場合を含む。), 第四十九条の次に次の一条を加える。

三 第四条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。), 第七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。), 第九条第四項(第十二条第二項において準用する場合を含む。), 第四十二条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

第四十九条の二 委員会に、幹事を置く。

二 第四条第五項、第三十三条规定により準用する場合を含む。), 第七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。), 第九条第四項(第十二条第二項において準用する場合を含む。), 第四十二条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第四条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。), 第七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。), 第九条第四項(第十二条第二項において準用する場合を含む。), 第四十二条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

四 第四条第七項の規定により総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告すること。

五 第六条第二項の規定により内閣総理大臣に意見を述べること。

六 第三十五条第二項の規定により行政機関の長に意見を述べること。

七 第五十五条第三項の規定により関係行政機関の長に意見を述べること。

八 前各号に定めるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

九 第五十二条第二項中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改める。

第十条中「その他の高度情報通信ネットワーク」を削る。

十一 第五十五条第一項中「届出独立行政法人等」を「独立行政法人等」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を削る。

十二 第五十六条中「その他の関係者」を「地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体」に改める。

十三 第六章中第五十六条の次に次の一条を加える。

一 総務大臣の諮問に応じて統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項を調査審議すること。

二 前号に掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三 第五十六条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

第五十八条中「第八条第二項」を「第八条第二項に改める。

第五十九条中「自己」を「自己」に改める。

第六十条第一号中「者」を「個人又は法人その他の団体(法人その他の団体にあっては、その役職員又は構成員として当該行為をした者)」に改め、同条第三号中「第三十六条」を「第三十六条第一項に、「自己」を「自己」に改める。

附則第九条第二項中「新法の規定による」を削り、「地方公共団体が行つたもの」の下に「であつて第二十四条第一項の規定が適用されるべき統計調査に該当するもの」を加え、「新法の規定により地方公共団体」を「指定地方公共団体」に改め、「施行日以降新法」を削り、「新法の規定により届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改める。

(独立行政法人統計センター法の一部改正)
第二条 独立行政法人統計センター法(平成十一年法律第二百十九号)の一部を次のように改する。

第十条第二号中「受けて」の下に「統計調査を実施し、又は」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 国の行政機関又は指定独立行政法人等(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二十五条に規定する指定独立行政法人等をいいう。以下この号において同じ。)の委託を受け、同法第三十三条の二第一項、第三十条第一項又は第三十六条第一項の規定に

基づき当該国の行政機関又は指定独立行政法人等が行う事務の全部を行うこと。

第十二条第一項中「(平成十九年法律第五十三号)」を削る。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中統計法第四条の改

正規定、同法第四十五条の改正規定及び同法第四十九条の次に一条を加える改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等の効力)

第五条 施行日前に第一条の規定による改正前の統計法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則に關する経過措置)

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

十五条の規定の適用については、同条第三号中「次条又は」とあるのは、「又は」とする。

理 由

公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる調査の範囲等の拡大、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化、独立行政法人統計センターの業務の追加等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十四条 新法第三十三条第二項から第四項まで(これらの規定を新法第三十三条の二第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新法第三十三条第二項(第一号を除く。若しくは第三十三条の二第一項の規定により行われた求めに応じ、新法第二条第十一項に規定する調査票情報を提供し

行われた求めに応じ、新法第二条第十二項に規定する匿名データを提供した場合について適用する。

新法第三十四条第二項及び第三項の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われた委託に応じ、新法第三十二条第一号に規定する統計の作成等を行うこととした場合について適用する。

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 行政機関等は、基本理念にのつとり、公的統計を作成する責務を有することとし、また、公的統計が合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関しても国民の理解を深め、公的統計の作成に関する関係者等の協力を得るよう努めなければならないとともに、基幹統計を作成する行

政機関の長から必要な資料の提供等の協力を求められた関係者等は、その求めに応じるよう努めなければならないこととする。

2 総務大臣が整備している事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる範囲について、公的統計の全ての作成主体が行う事業所に関する統計を作成するための調査を拡大すること。

3 調査票情報の提供対象について、情報保護を徹底しつつ、学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者等に拡大するとともに、提供した調査票情報を用いて作成された統計等の公表に関する規定を整備すること。

4 統計委員会の所掌事務に、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議、公的統計基本計画の実施状況に関する

平成三十年五月十八日 衆議院会議録第二十七号

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案及び同報告書 平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管会計予備費使用総調書 平成二十九年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管会計予備費使用総調書(承諾を求める件)に関する報告書 平成二十九年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管会計予備費使用総調書(承諾を求める件)に関する報告書 平成三十一年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管会計予備費使用総調書(承諾を求める件)に関する報告書 平成三十一年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管会計予備費使用総調書(承諾を求める件)に関する報告書

二八

勧告等を追加するとともに、統計委員会に幹事を置くこと。

5 統計センターの業務に、国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて、統計調査を実施すること等を追加すること。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十年五月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
総務委員長 古屋 範子

[別紙]

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切に措置すべきである。

一 事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる公的統計の作成主体の範囲が拡大することを踏まえ、新たに利用できることとなる地方公共団体等に、当該データベースの利活用について、必要な助言及び情報提供を行うこと。

二 公的統計の作成のための調査に当たっては、

当該調査に対する報告者の声や各府省における先進的な取組事例等を踏まえ、報告者の負担の軽減に努めること。

三 調査票情報の二次的利用の拡大に当たつては、個人情報が本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。

四 統計改革を確実に遂行するため、必要な統計人材を育成するとともに、十分な予算と人員の確保に努めること。

五 公的統計の作成及びその前提となる調査に当たつては、正確性・信頼性の確保に万全を期すこと。

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求める件)(第百九十五回国会、内閣提出)に関する報告書

(承諾を求める件)(第百九十五回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成二十八年度一般会計予備費の予算額三千億円のうち、平成二十八年四月十九日から平成二十九年二月二十七日までの間において決定された三百十九億千七百三十七万七千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額二件である。

三 十四日から平成二十九年三月二十八日までの間ににおいて決定された百七十四億二千九百六十五万二千円の経費増額につき、特別会計に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成二十八年度一般会計予備費の予算額三千億円のうち、平成二十八年四月十九日から平成二十九年二月二十七日までの間において決定された三百十九億千七百三十七万七千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、訟務費の不足を補うために必要な経費、熊本地震による被災地域の緊急支援に必要な経費、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費等十件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三十年五月十七日

決算行政監視委員長 荒井 聰

右

国会に提出する。

平成三十年五月十七日

内閣總理大臣 安倍 晋三

棄物処理事業に必要な経費等四十八件である。

復旧整備事業等に必要な経費、自衛隊の部隊が実施する災害派遣活動等に必要な経費、災害廃

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三十年五月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
決算行政監視委員長 荒井 聰

右

国会に提出する。

平成三十年三月二十七日

内閣總理大臣 安倍 晋三

平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求める件)(第百九十五回国会、内閣提出)に関する報告書

省各庁所管経費増額調書(承諾を求める件) 第百九十五回国会、内閣提出)に関する報告書

官 報 (号 外)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定交渉参加十一箇国との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、知的財産、電子商取引、国有企业、環境等幅広い分野で二十一世紀型の新たなルールを構築するための環太平洋パートナーシップ協定の内容を実現するため、平成三十年三月八日にサンティアゴで、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に同協定交渉参加十箇国と共に署名した。よつて、この協定を締結することとしたいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

びにTPP及びこの協定の戦略上及び経済上の意義を迅速に実現すること、
開放された市場を維持し、世界貿易を増大し、並びにあらゆる所得及び経済的背景の人々に新たな経済的機会を創出することに寄与すること、
締約国間の一層の地域的な経済統合及び協力を促進すること、
地域における貿易の自由化及び投資の促進のための機会を増大させること、

企業の社会的責任、文化的な同一性及び多様性、環境の保護及び保全、性の平等、先住民の権利、労働者の権利、包摂的な貿易、持続可能な開発並びに伝統的な知識を促進することの重要性並びに公共の利益のために締約国が規制を行う権利を有することの重要性を再確認すること並びに他の国又は独立の関税地域のこの協定への加入を歓迎することを決意して、

次のことおり協定した。

第一条 環太平洋パートナーシップ協定

の組込み

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

前文

この協定の締約国は、
一千六六年二月四日にオーケランドで作成された環太平洋パートナーシップ協定以下「TPP」という)の前文に規定する事項を再確認する」と、
この協定を通じてもたらされるTPPの利益並

びにTPP及びこの協定の戦略上及び経済上の意義を迅速に実現すること、
開放された市場を維持し、世界貿易を増大し、並びにあらゆる所得及び経済的背景の人々に新たな経済的機会を創出することに寄与すること、
締約国間の一層の地域的な経済統合及び協力を促進すること、
地域における貿易の自由化及び投資の促進のための機会を増大させること、

企業の社会的責任、文化的な同一性及び多様性、環境の保護及び保全、性の平等、先住民の権利、労働者の権利、包摂的な貿易、持続可能な開発並びに伝統的な知識を促進することの重要性並びに公共の利益のために締約国が規制を行う権利を有することの重要性を再確認すること並びに他の国又は独立の関税地域のこの協定への加入を歓迎することを決意して、
次のことおり協定した。

第三条 効力発生

1 この協定は、この協定の署名国のうち少なくとも六又は少なくとも半数のいずれか少ない方の国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。

2 この協定は、1の規定に従つてこの協定が

国について効力を生じていないこの協定の署名国については、当該署名国が自國の関係する国

内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。

第四条 脱退

1 締約国は、書面により寄託者に対して脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。脱退する締約国は、同時に、TPP第二十七・五条(連絡部局)の規定に従つて指定される総合的な連絡部局を通じて、他の締

約国に対して自国の脱退を通報する。
2 脱退は、締約国が異なる期間について合意する場合を除くほか、いずれかの締約国が1の規定に従つて書面により寄託者に対して通告を行つた後六箇月で効力を生ずる。この協定は、いずれかの締約国が脱退する場合には、残余の締約国について引き続き効力を有する。

第五条 加入

国又は独立の関税地域は、この協定の効力発生の日以後、締約国と当該国又は独立の関税地域との間で合意する条件に従つてこの協定に加入することができる。

第六条 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の附屬書に掲げる規定の適用を停止する。締約

国は、これらの規定のうち一又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで、当該規定の適用を停止する(注)。

注 適用の停止を終了させるための締約国によるいかなる合意も、一の締約国が関係する国内法上の手続の完了後にのみ、当該締約国について適用する。

締約国は、TPP第二十七・二条(委員会の任務)の規定を適用するほか、TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。

第七条 正文

この協定は、英語、スペイン語及びフランス語をひとしく正文とする。これらの本文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年三月八日にサンティアゴで、英語、フランス語及びスペイン語により作成した。

附属書

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求める件及び同報告書

	官報(号外)
1	第五章(税関当局及び貿易円滑化)中次に掲げる規定
2	第五・七条(急送貨物) ^{1(f)} 第二文の規定
(a)	第九章(投資)のうち次に掲げる規定
(i)	「投資に関する合意」の定義(注を含む。)に係る規定
(ii)	「投資の許可」の定義(注を含む。)に係る規定
(b)	第九・十九条(請求の仲裁への付託)のうち次に掲げる規定
(i)	第九・十九条(請求の仲裁への付託)1中
(A)	第九・十九条(請求の仲裁への付託) ¹ 中
(a)(i)(B)(注を含む。)の規定	
(B)	第九・十九条(請求の仲裁への付託)1中
(a)(i)(C)の規定	
(C)	第九・十九条(請求の仲裁への付託)1
(D)	第九・十九条(請求の仲裁への付託)1
(E)	第九・十九条(請求の仲裁への付託)1
(F)	第九・十九条(請求の仲裁への付託)1
(G)	第九・十九条(請求の仲裁への付託)1
(H)	第九・十九条(請求の仲裁への付託)1
5	第十三章(電気通信)中次に掲げる規定
6	第十五章(政府調達)のうち次に掲げる規定
(a)	第十五・八条(参加のための条件)5(注を含む。)
(c)	又は(b)(i)(C)の規定に従い当該投資に關する合意に対する違反についての請求を付託することができる。」の規定

(b)	第十五・二十四条(追加的な交渉)2中「この協定の効力発生の日の後三年以内に」の規定
(注を含む。)の規定	付託することができる。」の規定
(ii)	第九・十九条(請求の仲裁への付託)2
(注を含む。)の規定	付託することができる。」の規定
(iii)	第九・十九条(請求の仲裁への付託)3(b)定
(注を含む。)の規定	付託することができる。」の規定
(d)	第九・二十二条(仲裁人の選定)5の規定
(e)	第九・二十五条(準拠法)2(注を含む。)の規定
(注を含む。)の規定	付託することができる。」の規定
(f)	第九・二十二条(仲裁人の選定)5の規定
(g)	第九・二十五条(準拠法)2(注を含む。)の規定
(注を含む。)の規定	付託することができる。」の規定
(h)	第九・二十二条(仲裁人の選定)5の規定
(注を含む。)の規定	付託することができる。」の規定
3	第十章(国境を越えるサービスの貿易)のうち次に掲げる規定
(a)	附属書十一-B(急送便サービス)5(注を含む。)の規定
(b)	附属書十一-B(急送便サービス)6(注を含む。)の規定
(c)	附属書十一-B(急送便サービス)6(注を含む。)の規定
(d)	附属書十一-B(急送便サービス)6(注を含む。)の規定
(e)	附属書十一-B(急送便サービス)6(注を含む。)の規定
(f)	附属書十一-B(急送便サービス)6(注を含む。)の規定
(g)	附属書十一-B(急送便サービス)6(注を含む。)の規定
(h)	附属書十一-B(急送便サービス)6(注を含む。)の規定
4	第十一章(金融サービス)のうち次に掲げる規定
(a)	第十一・二条(適用範囲)2(b)中「第九・六条(待遇に関する最低基準)」(注1を含む。)の規定
(b)	第十八・三十七条(特許を受けることができる対象事項)2の規定
(c)	第十八・三十七条(特許を受けることができる対象事項)4第二文の規定
(d)	第十八・四十六条(特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整)(注を含む。)の規定
(e)	第十八・四十八条(特許を受ける当局の不合理な遅延についての特許期間の調整)(注を含む。)の規定
(f)	第十八・四十八条(特許を受ける当局の不合理な遅延についての特許期間の調整)(注を含む。)の規定
(g)	第十八・四十八条(特許を受ける当局の不合理な遅延についての特許期間の調整)(注を含む。)の規定
(h)	第十八・四十八条(特許を受ける当局の不合理な遅延についての特許期間の調整)(注を含む。)の規定
5	第十三章(電気通信)中次に掲げる規定
(a)	第十三・二十一条(電気通信に関する紛争の解決)1(d)(見出し「[再検討]」及び当該見出しの注を含む。)の規定
(b)	附属書十一-Eの規定
6	第十五章(政府調達)のうち次に掲げる規定
(a)	第十五・八条(参加のための条件)5(注を含む。)
(c)	又は(b)(i)(C)の規定に従い当該投資に關する合意に依拠して設立され、若しくは取得された又は設立され、若しくは取得されようとした対象投連する投資に關する合意に依拠して設立され、若しくは取得されようとした対象投連する投資に直接関連する場合にのみ、(a)(i)

11

附属書IVのうち次に掲げる規定

マレーシアの表の留保事項二の適合しない活動の範囲(以下この11の規定において「範囲」という。)中「この協定の署名の後」の規定(注)

注 締約国は、この規定の適用の停止の結果、「この協定の署名の後」とは、この協定がマレーシアについて効力を生じた後をいうものとすることに合意する。したがって、締約国は、範囲中の各規定であつて次に掲げるものについては、この協定がマレーシアについて効力を生ずる日から起算する次に掲げる期間とするところを了解する。

- (a) 「一年目」とは、最初の一周年間
- (b) 二年目及び三年目とは、二番目及び三番目の一年間
- (c) 「四年目」とは、四番目の一年間
- (d) 「五年目」とは、五番目の一年間
- (e) 「六年目」とは、六番目の一年間

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

平成二十八年一月にオーケランジードにおいて、我が国、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、アメリカ合衆国及びベトナムの十二箇国により環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP協定」という。)の署名が行われ、我が国は、平成二十九年一月にTPP協定を締結した。その後、TPP協定の効力発生のためにその締結が不可欠であるアメリカ合衆国がTPP協定からの離脱を表明したことを受け、同国を除く十一箇国でTPP協定の内容を実現するための法的枠組みとしての協定の交渉が開始された。その後、本協定の案文

について最終的合意をみると至ったので、平成三十年三月八日にサンティアゴにおいて、これら十一箇国により、本協定が署名された。

本協定は、これら十一箇国との間に、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進め、知的財産、電子商取引、国有企业、環境等幅広い分野で二十一世紀型の新たなルールを構築するためのTPP協定の内容を実現するための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、TPP協定の規定が、一部の規定を除き、本協定の規定に従い、必要な変更を加えた上で、本協定に組み込まれ、本協定の一部を成すことを合意すること。

2 締約国は、本協定の効力発生の日に本協定の附属書に掲げる規定の適用を停止し、その停止は、これらの規定のうち一又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時までとすること。

右報告する。

平成三十年五月十八日

衆議院議長 大島 理森殿
外務委員長 中山 泰秀

3 締約国は、TPP協定の効力発生が差し迫っている場合又はTPP協定が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、本協定の改正及び関係する事項を検討するため、本協定の運用を見直すこと。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、本協定の一部を成すTPP協定の規定のうち、適用を停止する特定の規定について定めていた。

本協定は、本協定の署名国のうち少なくとも六又は少なくとも半数のいづれか少ない方の国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了し

た旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国の成長戦略に資するものであり、また、世界的に保護主義的な風潮が広まる中で自由貿易の旗手である我が国から世界に向けた力強いメッセージとなり、アジア太平洋地域に二十一世紀型の貿易・投資ルールを広げていく上で大きな一步となることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

官 報 (号 外)

明治二十九年三月三十日
郵便物認可

平成三十年五月十八日

衆議院會議錄第二十七号

発行所	二東京一 独立行政法人 國立印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 一一〇円 一一八円

三三一